

第3節 通商政策局	132
1. 世界経済の動向	132
2. 国際経済協力	133
2. 1. G7、G20	133
2. 2. アジア太平洋経済協力（APEC）	136
2. 3. 経済協力開発機構（OECD）	138
3. 世界貿易機関（WTO）	139
3. 1. 多角的自由貿易体制の要としての世界貿易機関（WTO）	139
3. 2. 経済連携	148
4. 二国間関係	156
4. 1. アジア太平洋各国関係	156
4. 2. 米州関係	162
4. 3. 欧州・ロシア関係	166
4. 4. 中東・アフリカ諸国関係	170
5. 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）	173

第3節 通商政策局

1. 世界経済の動向

2022年の世界経済は成長鈍化の1年であった。国際通貨基金（IMF）によると、世界経済の成長率は2021年には6.3%と、パンデミックからの回復により大幅な上昇を見せたものの、2022年にはロシアによるウクライナ侵略、インフレの加速、中国経済の成長鈍化の影響により3.5%となり、成長に落ち着きが見られた。また、国際通貨基金（IMF）によると、世界経済の成長率は2023年、2024年にはともに3.0%と、2022年からさらに減速し、パンデミックやロシアによるウクライナ侵略の前の経済成長率（2015年～2019年平均：3.4%）を下回る成長率の継続が予測されている（参照：表IMFの主要国・地域の実質GDP成長率の見通し（2023年4月））。

主要国経済の動向を見てみると、米国の2022年の実質GDP成長率は、前年比2.1%と前年（同5.9%）から減速したものの、主に個人消費が寄与し、2年連続のプラス成長となった。四半期別成長率について、高インフレに伴う購買力の低下や金融引締めを映じた投資抑制などから、第1四半期が前期比年率－1.6%、第2四半期が同－0.6%と、テクニカルリセッション（2四半期連続のマイナス成長）入りとなっていた。その後、純輸出（輸出－輸入）による押し上げによって、第3四半期には同3.2%とプラス成長に転じた。米国のインフレは、ピークを脱するも依然として高止まりの状況が続いており、サービス価格や食料価格の影響が主要因となっている。労働市場を見ると、経済活動の再開に伴い求人数が増加しているものの、雇用数は追いついておらず、人手不足が深刻化している。また、労働条件の見直しの動きが活発化していることを映じて自主退職者が増加している。こうした労働市場の流動性の高まりや人手不足が賃金上昇圧力となり、名目賃金（平均時給）は高止まりとなっているものの、賃金上昇がインフレの高進に追いつかず、実質賃金上昇率はマイナスで推移している。インフレの高進を受け、FRBは2022年3月から継続的に政策金利を上げている。2023年3月のFOMCで公表された各年末時点の政策金利見通しでは、2023年末の政策金利誘導目標の中央値は5.125%となっ

ており、2024年末には4.250%、2025年末には3.125%までそれぞれ引下げられる見通しとなっている。

ユーロ圏¹の2022年通年の実質GDP成長率は、前期比3.5%となり、前年の同5.4%から減速した。同年第1四半期から第2四半期にかけては、サービス業を中心とした個人消費の回復が見られ、伸び率が上昇したが、第3四半期は、そのペースが減速した。なお、天然ガス需要期で落ち込みが懸念されていた同年第4四半期は、暖冬、需要の抑制、供給源の多様化などによりガス需給が逼迫を免れ、ガス価格が下落したこと、また各国が家計や企業向けの支援策を実施したこと等もあり、ほぼ横ばいとなった。2023年第1四半期の実質GDP成長率は前期比0.0%だった。

英国の2022年通年の実質GDP成長率は前期比4.1%となり、前年の同7.6%から減速した。2022年第3四半期に6期ぶりのマイナス成長を記録したが、同年第4四半期は小幅ながらプラス成長に戻った。2023年第1四半期の実質GDP成長率は、前期比0.1%だった。

中国の2022年の実質GDP成長率は、ゼロコロナ政策による厳格な規制のため、3.0%と政府目標の「5.5%前後」を大幅に下回った。需要項目別には、上海の都市封鎖を始め、国内各地にわたる感染症拡大に伴う規制のため、最終消費の寄与が大きく縮小し、世界経済の成長鈍化から純輸出も寄与を落とした。総資本形成も小幅ながら寄与を縮小させた。業種別には、接触型サービスである宿泊・飲食が通年でマイナスとなったほか、政府の規制を契機に不動産業も不調が続いた。

四半期別の推移を見ると、第2四半期は、上海の都市封鎖のため成長率が大きく低下し、第3四半期も各地で散発的な感染症による規制が導入され、低い伸びにとどまった。第4四半期になると、ゼロコロナ政策が大きく緩和されたが、急速な政策変更によって感染症が急拡大して、最終消費はゼロ成長近くまで低下。さらに欧米を中心に金利上げによる景気減速から、純輸出の寄与がマイナスに転じた。このような中で、政府はインフラ投資などの拡大によって景気の下支えを図った。2023年に入ると、第1四半期は、ゼロコロナ政策が終了し、4年ぶりに規制のない春節休暇となり、第3次産業を中心に経済は加速した。

¹ 2023年1月からクロアチアがユーロを導入し、ユーロ圏は20か国。

暦年	2021	2022	2023	2024
世界	6.3	3.4	2.8	3.0
先進国	5.4	2.7	1.3	1.4
米国	5.9	2.1	1.6	1.1
ユーロ圏	5.4	3.5	0.8	1.4
日本	2.1	1.1	1.3	1.0
英国	7.6	4.0	-0.3	1.0
新興国	6.9	4.0	3.9	4.2
中国	8.5	3.0	5.2	4.5
インド	9.1	6.8	5.9	6.3
ロシア	5.6	-2.1	0.7	1.3

2. 出典：IMF 世界経済見通し（2023 年 4 月）

2. 国際経済協力

2. 1. G 7、G20

（1）沿革

G 7 サミットは、1970 年代に発生したニクソン・ショックや第一次石油危機への対応を契機に、世界経済問題について首脳レベルで議論するフォーラムとして誕生した。第一回サミットは、フランス、米国、イギリス、ドイツ、日本、イタリアの 6 か国により 1975 年に開催され、その後、各国が持ち回りで議長国を務めつつ開催されている。2022 年はドイツ、2023 年は日本が議長国となっている。

また、G20 サミットはリーマン・ショックを契機とする経済・金融危機に対応するため、G20 財務大臣・中央銀行総裁会合を首脳級に格上げする形で、2008 年に第一回が開催された。以降、毎年開催されている。2021 年 12 月～2022 年 11 月の議長国は、インドネシアが務めた。2022 年 12 月からの議長国はインドとなっている。

（2）会合の概要

① G 7 エルマウ・サミット（2022 年 6 月）

2022 年 6 月 26 日から 28 日にかけて、ドイツ・エルマウで G 7 エルマウ・サミットが開催された。「公正な世界に向けた前進」という全体テーマの下、G 7 首脳間で率直な議論が行われ、ロシアによるウクライナ侵略に対し、G 7 が結束して国際社会の秩序を守り抜くことが確認された。

岸田総理は、ロシアによるウクライナ侵略への対応や、物価対策を含む世界経済、インド太平洋などの地域情勢、

気候変動といった課題について、2023 年の G 7 日本議長年を見据え、日本として積極的に G 7 の議論を主導した。

「世界経済」に関するセッションでは、ロシアのウクライナ侵略によって、世界経済はエネルギー・食料を始めとする物価の高騰、サプライチェーンの混乱など、多くの難問に直面しており、G 7 は各国の国民生活を物価高騰から守るための結束も強化していくべきである旨述べた。経済安全保障の観点からも、G 7 が中核となって明確な立場を示すべきである旨述べ、2023 年の広島サミットを念頭に、議論を深めていくことを提案した。また、ドイツのショルツ首相の提案する「気候クラブ」については、カーボンニュートラルの達成には各国の裁量を尊重しつつ具体的な行動を促すことが肝要であり、大排出国を始めとする G20 や ASEAN 諸国等の新興国の参加も得ながら、開かれた包摂的な協力を促すフォーラムとすべく、議論に貢献していく旨を述べた。

G 7 として世界経済の安定と変革に貢献すると同時に、生活コストの上昇に対処すること、また経済安全保障について協力し、サプライチェーンの強靱性を強化し、公平な競争の場を確保すること等で一致した。また、開かれた協力的で国際的な「気候クラブ」の目標を承認し、2022 年末までの設立に向けてパートナーと共に取り組むことを確認した。

議論の総括として、G 7 首脳コミュニケ及び五つの個別声明が発出され、「公正で予測可能かつ安定的な貿易環境を実現すべく、WTO 改革へのコミットメントを新たにすること」、「外的ショック及びより広範なリスクに直面した際の経済安全保障に関する我々の既存の協力を評価しつつ、この問題に関する G 7 としての進展中の戦略的協調にコミットすること」、「「気候クラブ」を 2022 年末までに設立すること」、「国境を越えた信頼性のある自由なデータ流通を促進するための我々の努力を強化」すること、「ロシアの侵略の国際的影響、特に最も弱い人々に対するものに取り組むことを通じて、グローバルな責任及び連帯を示すことにコミットすること」等が明記された。

② G 7 首脳テレビ会議（2022 年 2 月）

ロシアによるウクライナ周辺における軍備増強や二つのいわゆる「人民共和国」の「独立」承認など、ウクライナ情勢への懸念が高まる中、議長国ドイツの呼びかけによ

り、2022 年 2 月 24 日に G 7 首脳テレビ会議が開催され、岸田総理が出席した。同日、ロシアによるウクライナ侵攻が開始されたことも踏まえ、会合後、「G 7 首脳声明」及び「ロシア連邦軍によるウクライナ侵攻に関する G 7 首脳声明」が発出された。その後も、ロシアによるウクライナ侵略の情勢に応じ、議長国ドイツの呼びかけにより、同年 3 月 24 日に G 7 首脳会合（ベルギー・ブリュッセル）、5 月 9 日、10 月 11 日、12 月 13 日にも G 7 首脳テレビ会議が開催された。ロシアによる違法で、不当で、いわれのないウクライナに対する侵略戦争を非難し、国際的に認められた国境内におけるウクライナの独立、領土一体性及び主権に対する支持を確認するとともに、ロシア等に対する経済制裁の実施や、ウクライナへの財政的、人道的、外交的支援、世界の経済の安定、食料及びエネルギー安全保障への影響に対処していくこと等について、G 7 で協調して取り組んでいくことを確認した。

③ G 7 貿易大臣会合

2021 年の G 7 議長国であった英国が立ち上げた G 7 貿易大臣会合を翌 2022 年の議長国であるドイツが引き継ぎ、2022 年 3 月に第 1 回会合、9 月に第 2 回会合が開催された。

（第 2 回）

2022 年 9 月 14 日及び 15 日にドイツ・ノイハルデンベルクで開催され、西村経済産業大臣、山田外務副大臣が参加した。ウクライナ復興支援、強靱で持続可能なサプライチェーン、WTO 改革、公平な競争条件等について議論がなされ、貿易大臣声明が採択された。また 14 日夜には、ウクライナのスヴィリデンコ第一副首相兼経済発展・貿易大臣を招待し、G 7 貿易閣僚との夕食会が開催され、ロシアの侵略を受けたウクライナに対する貿易面での復興支援措置についても議論がなされた。

西村経済産業大臣からは、サプライチェーン強靱性について、G 7 として、輸出規制の抑制など、市場を開き、貿易投資を促進するための取組をリードすると同時に、重要物資の供給源の多様化や産業基盤強化を通じた備えを行う必要があること、WTO については MC12 の合意を歓迎し、そのコミットメントをもとに、WTO 改革に引き続き取り組むこと、また不透明かつ市場歪曲的な措置に対しては有志国で結束して対応するとともに、G 7 として、「経

済的威圧を許容しない」との立場を世界に示し、幅広い有志国と連携して行う具体的な対応策についても模索する必要があることなどを述べた。

<貿易大臣声明の概要>

- ・ロシアのウクライナに対する不当で、不法な侵略戦争を引き続き非難。ロシアが不法な侵略から利益を得ることを阻止し、戦争を遂行する能力を削減するため連携した取組を維持・強化。
- ・第 12 回世界貿易機関（WTO）閣僚会議（MC12）で採択された、食料不安への緊急対応に関する閣僚宣言を支持。
- ・ウクライナの復興努力を支援するため、将来の貿易・投資措置の調整を継続。
- ・WTO を中核とするルールに基づく多角的貿易体制を再活性化させ、改革するとコミットメントを再確認。
- ・1）完全かつよく機能する紛争解決制度の実現、2）透明性及び効果的な対話のためのモニタリング機能の改善、3）途上国・後発開発途上国を世界経済により良く統合する交渉機能の改善を含む WTO 改革について、MC13 までに具体的な進展を達成することを目指す。
- ・MC13 までに WTO 電子商取引交渉を大きく進展させるよう期待。
- ・電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムについて、恒久的な解決策を見出すことを確認。
- ・貿易を多角化し、互恵的な貿易関係を拡大することが、サプライチェーンを確保し、経済の強靱性と持続可能性を向上させるための鍵であることを強調。
- ・サプライチェーンが我々の気候変動に関する目標及び資源の持続可能な利用を促進すべきであるとの見解を共有。
- ・環境に関する物品・サービス貿易の促進、循環型経済の促進、貿易関連の気候対策・政策が、WTO と整合的で、気候及び環境目標やパリ協定及びグラスゴー気候合意のコミットメントの達成に向けた議論に積極的に関与。
- ・グローバル・サプライチェーンにおけるあらゆる形態の強制労働及び児童労働の使用への懸念を強調。
- ・あらゆる形態の強制技術移転、国有企業による市場歪曲的行動、有害な産業補助金等の非市場的な政策及び慣行等に対し、公平な競争条件の実現に向けた取組を維持、

推進。

・経済的威圧への取組の協力を強化し、かかる行動への評価、準備、抑止及び対応を改善。

④ G 7 首脳テレビ会議（2023 年 2 月）

ロシアによるウクライナ侵略の開始から 1 年となる 2023 年 2 月 24 日、G 7 議長国である我が国の呼びかけにより、G 7 首脳テレビ会議が行われ、岸田総理が議長を務めた。ロシアによるウクライナ侵略が続く中、G 7 として結束して取り組んでいくこと、力による一方的な現状変更の試みは、世界のどこにおいても決して許してはならないこと、ウクライナに寄り添い、支援を必要とする国や人々を支援し、法の支配に基づく国際秩序を堅持することについて、G 7 の連帯は決して揺らぐことはないことで一致した。

岸田総理は、厳しい対露制裁と強力なウクライナ支援といった具体的な取組を通じ、ロシアによる侵略をやめさせ、法の支配に基づく国際秩序を堅持するという G 7 の確固たる決意を示していく旨強調した。また、日本の強みを活かし、人道支援、財政支援、エネルギー部門での支援等、ウクライナの人々に寄り添った支援をきめ細かく実施してきている旨説明した。ロシアによる核の威嚇は国際社会の平和と安全に対する深刻な脅威であり、断じて受入れられず、2023 年 5 月の広島サミットにおいても、強く発信していきたいとの考えを説明した。また、いわゆるグローバル・サウスへの関与や支援の重要性を強調し、ぜい弱国に寄り添った支援を行い、G 7 としての貢献をグローバル・サウスに示していくことが重要である旨述べた。

会合後、G 7 首脳声明が発出され、「ウクライナに対する外交的、財政的及び軍事的支援を強化し、ロシア及びロシアによる戦争遂行を支援する者に対するコストを増加させ、世界の、とりわけ最もぜい弱な人々に対する戦争の負の影響に対抗し続けることにコミットする」こと、G 7 財務大臣により「2023 年の財政及び経済支援を 390 億米ドルに増額する」ことがコミットされたこと、「インフラの復興を含む、ウクライナの再建の努力を支援する」こと、「ロシアに対する新たな協調された経済的行動を講じる」こと等について明記された。

⑤ G20 バリ・サミット（2022 年 11 月）

2022 年 11 月 15 日及び 16 日、インドネシア・バリにて G20 バリ・サミットが開催され、「共に回復し、より強く回復する（Recover Together, Recover Stronger）」のテーマの下、食料・エネルギー安全保障、国際保健、デジタル・トランスフォーメーションといった課題について議論が行われた。岸田総理は、ロシアによるウクライナ侵略を強く非難し、ロシアによる核の脅しも使用もあってはならない旨を訴えるとともに、2023 年の G 7 日本議長年を見据えつつ、これらの重要課題に関する日本の立場と取組を積極的に発信し、議論に貢献した。また、食料・エネルギー市場の安定化のため、市場の透明性を確保し、恣意的措置や政治的利用を防止することが必要である旨述べ、エネルギーに関しては、脱炭素化を進める過程でぜい弱な層が取り残されてはならず、上流投資や供給源の多角化を含めエネルギー安全保障を確保した上で、現実的なエネルギー移行を着実に進めていくことが重要であり、「アジア・ゼロエミッション共同体構想」の実現に向けて取り組んでいく考えを表明した。

議論の総括として、G20 バリ首脳宣言が発出され、「G20 が安全保障問題を解決するためのフォーラムではないことを認識しつつ、我々は、安全保障問題が世界経済に重大な影響を与え得ることを認識する」こと、「紛争の平和的解決、危機に対処する取組、外交・対話が極めて重要である。今日の時代は戦争の時代であってはならない」こと、「WTO を中核とする、ルールに基づく、差別的でない、自由、公正で、開かれた、包摂的、公平、持続可能でかつ透明性のある多角的貿易体制」の重要性、「サプライチェーンの問題に対処し、貿易の混乱を回避するために、国際貿易・投資に係る協力を強化する」こと、「気候とエネルギーの危機が地政学的な課題によりさらに悪化している」ことから、「クリーンで、持続可能で、公正かつ負担可能で、包摂的なエネルギーへの移行と持続可能な投資の流れを加速し確実なものとするにより、エネルギーシステムを迅速に変革・多様化させ、エネルギー安全保障、強靱性及び市場の安定性を強化する」こと、「信頼性のある自由なデータ流通をさらに可能にし、国境を越えたデータ流通を促進」すること等が明記された。

⑥ G20 貿易・投資・産業大臣会合（2022 年 9 月）

2022 年 9 月 21 日、22 日及び 23 日に、G20 貿易・投資・

産業大臣会合がインドネシアで開催され、太田経済産業副大臣、高木外務大臣政務官が出席した。本会合では、WTO改革、SDGs達成強化のための多角的貿易システムの役割、持続可能な投資、インダストリー4.0等について議論がなされた。太田経済産業副大臣からは、WTOの活動はSDGs実現のために不可欠であり、WTOルールによる世界経済のガバナンスが失われないよう、G20でWTO改革の議論を前進させたいこと、経済成長と持続可能性を両立するための政策を、G20で協力して実行していきたいこと、デジタル貿易は、途上国の人々や企業がグローバル経済に参加する機会を拡大するものであり、その発展に必要な基本的な考え方であるデータ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（DFFT）を推進するWTOでの電子商取引交渉の早期合意を目指したいことなどを述べた。

会合では、閣僚宣言に係る議論が合意に至らなかったため、閣僚宣言の採択は行われず、会合終了後に議長国のインドネシアから議長声明が発出された。

2. 2. アジア太平洋経済協力（APEC）

APEC（Asia-Pacific Economic Cooperation）は、日本とオーストラリアが主導して1989年に創設した、アジア太平洋地域の持続的発展に向けた地域協力の枠組みである。発足時には12であった参加国・地域は徐々に拡大し、現在では21か国・地域が参加している。2021年時点のデータでは、世界全体のGDPの約6割、世界貿易額の約5割、世界人口の約4割を占めている。アジア太平洋地域における自由で開かれた貿易・投資の実現に向けて、ビジネス活動の円滑化や経済・技術協力などの取組を推進している。

APECは、参加国・地域の自主性を重んじ、域外に対しても貿易・投資の自由化・円滑化の成果を分け合うことを目的とした「開かれた地域主義（open regionalism）」を標榜しており、また、USMCA（アメリカ・メキシコ・カナダ協定）諸国、ASEAN7か国、ロシア、中南米をも含む広範な地域をカバーしていることから、地域統合間の連携としての側面も持っている。

（参考）2023年3月現在のAPECメンバー

（＊は発足時の12メンバー）

・ASEAN（フィリピン＊、インドネシア＊、マレーシア＊、タイ＊、シンガポール＊、ブルネイ＊、ベトナム）

・米州（米国＊、カナダ＊、メキシコ、チリ、ペルー）
・オセアニア（オーストラリア＊、ニュージーランド＊、パプアニューギニア）
・その他（日本＊、韓国＊、中国、中国香港、チャイニーズ・タイペイ、ロシア）

（1）貿易担当大臣会合

2022年5月21日および22日、萩生田経済産業大臣はタイのチュリン・ラクサナウィシット副首相兼商務大臣の議長のもと、タイ王国で開催されたAPEC貿易大臣会議（MR T）に参加した。（外務省からは三宅外務大臣政務官が参加。）

会合では、議長であるタイが掲げるテーマ「オープン、コネクト、バランス」のもと、WTO改革の支持、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）アジェンダの推進、安全かつ強靱なサプライチェーンの構築、質の高いインフラの推進、データ流通の円滑化、バイオ・循環型・グリーン（BCG）経済の推進、エネルギー強靱性・アクセス・安全保障の重要性、環境物品や非関税障壁の議論の促進、中小企業への支援について議論が行われ、タイによる議長声明が発出された。

萩生田経済産業大臣からは、アジア太平洋地域のコロナからの回復と持続的な経済成長に向け、アジアとの「共創」によるエネルギー安全保障とクリーンエネルギートランジションの実現、サプライチェーンの強靱化、社会的課題の克服等を目指す日本の姿勢を発信した。加えて、WTOの諸機能の回復が不可欠であり、アジア太平洋地域における自由で公正な経済秩序の構築のためにも、市場歪曲的措置や経済的威圧の是正を進めるべきことを強調した。

（2）閣僚会議・首脳会議

2022年11月17日、西村経済産業大臣はタイのドーン・ポラマットウィナイ副首相兼外務大臣及びジュリン・ラクサナウィシット副首相兼商務大臣の議長のもと、タイ王国で開催されたAPEC閣僚会議（AMM）に参加した。（外務省からは林外務大臣が参加。）

会合では、「バランスの取れた、包括的で持続可能な成長」「地域の再連結」「開かれた持続可能な貿易・投資」の3つのセッションについて、「多角的貿易体制の支持」や「コロナ後の貿易投資・持続可能な成長」といったテーマ

を中心に精力的な議論が行われ、閣僚共同声明が採択されたほか、持続可能な経済成長を可能とするBCG経済モデルを実現するための「バイオ・循環型・グリーン経済に関するバンコク目標」を支持した。

西村経済産業大臣からは、アジア太平洋地域における自由で公正な経済秩序の構築や市場歪曲の措置や経済的威圧の是正の重要性やWTO改革の必要性、サプライチェーン強靱化、デジタルの活用及びそのベースとなる信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の理念の重要性、APEC地域における現実的なエネルギー・トランジションを通じたカーボンニュートラル実現の必要性を強調した。

閣僚共同声明の主な内容は、以下のとおり。

①全ての機会に開かれた

- ・自由で、開かれた、公正で、無差別で、透明性があり、包摂的かつ予見可能な貿易・投資環境を実現。
- ・サプライチェーンが機能し、安全で、強靱であり続けるための努力を継続する決意を改めて表明。
- ・ウクライナにおける戦争が世界経済に更なる悪影響を与えている問題に関して議論を行った。APECが安全保障問題を解決するためのフォーラムではないことを認識しつつ、安全保障問題が世界経済に重大な影響を与えうることを認識。
- ・アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）アジェンダに関する作業等を通じて、市場による地域の経済統合を促進。
- ・世界貿易機関（WTO）を中核とするルールに基づく多角的貿易体制の重要性を再確認し、MC12の成果の実施に向け努力するとともに、リーダーシップとアイデアのインキュベーターとしての役割を通じて、支援の提供を継続。
- ・WTOのルールに支えられたグローバルな農業・食料システムが、食料、繊維、その他重要な産物を世界中の人々に届けていることの重要性を認識。
- ・電子商取引に関するJSI開発のための投資円滑化に関するJSIにおける実質的な進展を歓迎。
- ・サービスに関する国内規制及び政策改革が、開放性、均衡、透明性、包摂性に資するものとなるよう、APECインターネット及びデジタル経済に関するロードマップ（AIDER）、女性と包摂的成長のためのラ・セレナ・ロードマップ（2019-2030）、構造改革のためのAPEC促進アジェンダ（EAASR）間の相乗効果を高

める。

- ・経済的利益を増大させるため、デジタル経済におけるイノベーションと創造性を支援。

②全ての次元で連結した

- ・APECの連結性のアジェンダの推進に引き続きコミットし、質の高いインフラ開発及び投資の重要性を再確認。
- ・サプライチェーンの連結性を強化し、混乱を最小化するための努力を支持。
- ・電子商取引の円滑化及びデジタル貿易に関する協力の促進を含む包摂的な経済成長に関する行動を優先するAIDERの実施を加速。
- ・貿易円滑化のために、デジタル連結性を強化し、デジタル・トランスフォーメーションを進める必要性を強調。
- ・APEC域内の国境を越えた旅行の円滑化に貢献するAPECの取組を調整する、安全な通行に関するタスクフォース（SPTF）の作業を称賛。

③全ての側面で均衡のとれた

- ・プトラジャヤ・ビジョン2040における首脳によるコミットメントを再確認し、大胆、迅速かつ包括的にそれを実現。持続可能な地球のために、全ての環境問題に包括的に対処するための世界的な努力を支える経済政策、協力、成長を促進。
- ・環境物品の分野における協力をさらに強化するためのAPEC環境物品作業計画の採択を歓迎。
- ・地域におけるエネルギーレジリエンス、アクセス及び安全保障を確保しつつ、温室効果ガス排出を削減する持続可能なエネルギー転換を支援するために協力を継続。
- ・MSMEsや女性及び未活用の経済的潜在性を有するその他の人々を含む皆に、明白な恩恵並びに更なる健康及び豊かさをもたらす、質の高い成長を促進するという首脳のビジョンを堅持。
- ・MSMEsのグローバル化と金融へのアクセスの向上に引き続きコミット。
- ・安全で、有効で、品質が保証され、かつ手の届く価格の新型コロナウイルス感染症ワクチン、治療薬、診断薬への公平なアクセスを促進する必要性を主張。
- ・第29回財務大臣会合、第7回APEC食料安全保障担当閣僚会合、第11回観光大臣会合（TMM）、第5回林業担当大臣会合での議論を歓迎。

- ・政府のアカウンタビリティーと国民の信頼を損ない、経済成長を阻害する、汚職がもたらす深刻な脅威を引き続き強調。
- ・持続可能性に関するAPEC全体のアジェンダを進めるため、我々は、BCGエコノミーに関するバンコク目標を歓迎。・アオテアロア行動計画等を通じ、未来志向で、プトラジャヤ・ビジョン2040を履行する目的に合うものとなるよう、APECを更に改善。

また、2022年11月18日および19日、プラユット・ジヤンオーチャー・タイ王国首相兼国防大臣の議長のもと、タイ王国で開催されたAPEC首脳会議(AELM)が行われた。会合では、「バランスの取れた、包括的で持続可能な成長」「持続可能な貿易・投資」の2つのセッションについて、議長であるタイが掲げた「オープン、コネクト、バランス」のテーマの下、コロナ後のアジア太平洋地域の回復や包括的かつ持続可能な成長について議論が行われ、議論の総括として首脳宣言が採択されたほか、同地域の持続可能な成長に関する「バイオ・循環型・グリーン経済に関するバンコク目標」が承認された。

首脳宣言の主な内容は、以下のとおり。

- ・新型コロナウイルス感染症のパンデミックへの対応、保健及び福祉を促進するための取組を強化。
- ・ウクライナにおける戦争が世界経済に更なる悪影響を与えている問題に関して議論を行った。APECが安全保障問題を解決するためのフォーラムではないことを認識しつつ、安全保障問題が世界経済に重大な影響を与えうることを認識。
- ・2040年までに、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体のためのAPECプトラジャヤ・ビジョンの実現へのコミットすることを再確認。持続可能な開発のための国連2030年アジェンダを含む国際的な取組を補完。バイオ・循環・グリーン(BCG)経済におけるバンコク目標を通じ、持続可能性のための我々APEC全体の行動を調整することを決意。
- ・国際経済の回復、成長、繁栄、貧困の緩和、全ての人々のための福祉、持続可能な開発及び環境の保護・保全に関する協力の円滑化における、国際貿易及びWTOの重要性を強調。自由で、開かれた、公平で、無差別な、透明性のある、包括的かつ予見可能な貿易及び投資環境を

実現する決意を再確認。

- ・FTAAPアジェンダの作業計画を通じた、質の高い、包括的な地域の取組に向けたモメンタムを作り続ける。APECビジネス諮問委員会(ABAC)を含むステークホルダーとの関与をさらに強化し、官民セクターの対話を増加する。
- ・構造改革のためのAPEC促進アジェンダ(EAASR)及びビジネス環境改善を含む、集合及び個別の努力を行うことへのコミットメントを再確認。
- ・APECサービス競争力ロードマップ(ASCR)の2025年までの完全な履行を目指す。
- ・APEC連結性ブループリント(2015-2025)の履行も含め、開かれた、相互に連結されたアジア太平洋地域の強化へのコミットメントを再確認。開かれた、安全かつ強靱なサプライチェーンを育成し、サプライチェーンの接続性を強化し、サプライチェーンの混乱を最小化する努力を支持。
- ・デジタル・インフラへのアクセスの促進、デジタル・スキルやデジタル・リテラシーの開発支援を含む、国家間のデジタル格差の橋渡しのための協力を深化。APECインターネット及びデジタル経済に関するロードマップ(AIDER)の履行を加速。
- ・気候変動、異常気象及び自然災害、食料安全保障、温室効果ガス排出を軽減する、持続可能なエネルギーへの移行を含む今日の課題に対処。
- ・APEC・IUU(違法・無報告・無規制)漁業と闘うためのロードマップ及びAPEC海洋ごみロードマップの履行のために、具体的な措置を継続。
- ・農業及び食料システムを、より強靱で、生産的で、革新的で持続可能であることを確保することで、長期的な食料安全保障を促進するための取組を強化。
- ・MSMEs及び女性を含む全ての人々が、経済機会へのアクセスを支援され、我々の経済に貢献し、利益を得る環境を構築することにコミット。
- ・汚職が、経済成及び開発に悪影響を及ぼしていることを再認識し、実質的な行動及び団結したアプローチを取ることにコミット。

2. 3. 経済協力開発機構(OECD)

(1) 沿革

第二次大戦後の欧州各国の深刻な経済的混乱を救済すべきとの米国マーシャル国務長官の提案を契機として、1948年4月、欧州の16か国でOEEC（欧州経済協力機構）が発足した。その後1961年9月に米国及びカナダが加わり、世界的視野に立った国際機関としてのOECD（経済協力開発機構）へ発展的に改組した。我が国は1964年に21か国目として加盟した。2021年現在、38か国が加盟している。

※OECD加盟国：イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、エストニア、スロベニア、日本、米国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国、チリ、イスラエル、ラトビア、リトアニア、コロンビア、コスタリカ

OECDの目的は、加盟国間の自由な意見交換及びピアレビュー、統計の整備等を通じて、[a]経済成長、[b]貿易自由化、[c]途上国支援、の3点に貢献すること（OECDの三大目的）である。理事会の下、政策分野毎の約30の委員会で議論が行われるとともに、閣僚理事会が年1回開催される。

（2）2022年OECD閣僚理事会

（A）概要

2022年6月9日～10日、OECD閣僚理事会（議長国：イタリア、副議長国：メキシコ、ノルウェー）が対面形式にて開催され、我が国からは山際経済財政政策担当大臣、三宅外務大臣政務官、広瀬経済産業審議官が出席した。セッション6「将来世代のためのグリーン・トランジション」に参加した広瀬経済産業審議官から、カーボンニュートラルの実現は、途上国も含めた世界全体で取り組むべき課題であり、各国の状況に応じて、幅広いエネルギー源や技術を活用した多様かつ現実的なアプローチが重要と指摘した。また、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けて、経済社会システム全体を変革する鍵は、グリーン・トランスフォーメーション（GX）であるとして、そのGX推進のためには、技術革新を進めるための市場創出とルール設計、多排出産業へのトランジション・ファイナンスが必要

と発言した。公平な競争条件の確保と炭素リークage防止のための国際ルールの議論については、「政策」の比較だけでなく、政策の結果である「炭素集約度」に着目することも必要であると指摘し、G7独気候エネルギー環境大臣会合においても、排出集約度と様々な緩和努力の比較・評価の必要性の認識を示した。OECDが提案する炭素緩和アプローチに関する包摂的フォーラムについては有益な受け皿となりうるとして、OECD及びG20等の関係国で連携し、良い成果を得ることを期待すると述べた。デジタルトランジションについては、DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）が重要であり、この分野に専門性を有するOECDは大きな貢献が可能であるとして、デジタル貿易インベントリやデータ移転に際して企業が直面する障壁に関する分析は有益であり、この成果を踏まえ、2023年のG7日本に向けてDFFTの更なる具体化を検討したいと表明した。

（B）主な論点

「我々が望む未来：次世代及び持続可能な移行に向けたより良い政策」をテーマに、ロシアによるウクライナ侵略の影響、貿易と環境の持続可能性、OECDとアフリカとの連携、若者たちの未来、グリーン・トランジション等について活発な議論が行われた。また、閣僚理事会の開会セレモニーでは、コマン事務総長から、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、キウ事務所を開設（当面パリで活動）した旨、また、OECDとして、①パンデミックがもたらした社会課題への対応、②気候行動のグローバルリーダーシップ、③デジタル変革の促進、④LPFの確保と強靱で持続可能なサプライチェーンの構築、⑤加盟拡大プロセス及び東南アジアやアフリカとの関係強化等に取り組んでいく旨表明された。さらに、ゼレンスキー・ウクライナ大統領（オンライン参加）から、ロシアの侵略はEU全てのルールに違反しており、歴史的に困難な状況に陥りやすいエネルギー問題で欧州が分断されるのではなく、民主主義等のこれら共通の価値を守るべく、ウクライナを守るために行動が必要である旨発言があった。

3. 世界貿易機関（WTO）

3. 1. 多角的自由貿易体制の要としての世界貿易機関（WTO）

1930年代に蔓延した保護主義が第二次世界大戦の一因

となったとの反省から、多国間の貿易自由化を目指し、1948年に、最恵国待遇・内国民待遇を大原則とするGATT（関税及び貿易に関する一般協定）が発効した。GATT締約国は、数次のラウンド交渉²を含む8度の多角的交渉を経て、相当程度の関税削減及び関税以外の貿易関連ルールの整備を実現し、1995年には、GATTを発展的に改組してWTO（世界貿易機関）を設立した。

2022年3月現在、164か国・地域が加盟するWTOは、①交渉（ラウンド交渉などによるWTO協定の改定、関税削減交渉）、②監視（多国間の監視による保護主義的措置の抑止）、③紛争解決（WTO紛争解決手続による貿易紛争の解決）の機能を有する。しかし、WTOが設立されてから四半世紀が経過し、その間の新興国の台頭や産業構造の変化により、WTOは現状の貿易を取り巻く問題に十分に対応できていないとの批判があり、一部の国による一方的な貿易制限措置や対抗措置の誘因の一つになっている。このため、保護主義を抑止し、自由で開かれた貿易体制を維持するためにも、WTOの機能改善に向けた「WTO改革」の機運が高まっている。

①WTOの交渉機能については、2001年、WTO設立後初のラウンド交渉として「ドーハ開発アジェンダ」が立ち上げられ、現在に至るまで交渉が継続されている。全ての加盟国によるラウンド交渉が進まない中、情報技術協定（ITA）拡大や電子商取引交渉といった有志国による個別ルール・分野毎の複数国間（プルリ）交渉が積極的に行われてきた。②WTOの監視機能は、多国間の監視により保護主義を抑止するものだが、より効果的な監視メカニズムの構築が求められる。③WTOの紛争解決機能は、二国間の貿易紛争を政治化させることなく中立的な準司法的手続によって解決するシステムである。新興国を含め、紛争解決手続の活用件数が増加している。我が国もルール不整合である他国の措置による自国の不利益を解消し、先例の蓄積によってルールを明確化させることを目指し積極的に活用している。しかし、上級委員会による判例を通じたルール形成等を米国が問題視し、上級委員の選任を阻止し、2019年12月に機能停止に陥った。紛争解決機能の維持・適正化が急務である。

2020年4月、一部のWTO加盟国が、上級委が機能停止する中での暫定的な対応として、多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（Multi-party Interim Appeal Arbitration Arrangement（MPIA））を立ち上げた。MPIAは、パネル判断を不服とする場合には、機能停止中の上級委員会に上訴（いわゆる「空上訴」）するのではなく、仲裁により解決することを定める枠組み。2023年3月、日本政府もMPIAに参加した。日本の他、EU、オーストラリア、カナダ、中国、シンガポール、ニュージーランド、ブラジル等の53か国・地域が参加（2023年3月現在）している。

本節では、ドーハ・ラウンド交渉の状況、情報技術協定（ITA）拡大交渉、環境物品協定（EGA）交渉、新たなサービス協定（TISA）交渉といったラウンド外の複数国間（プルリ）交渉のほか、新たな課題への取組、保護主義抑止に向けた取組、WTO協定の実施、紛争解決手続きを概観する。

（ア）ドーハ・ラウンド交渉（多角的交渉の推進）

2001年にカタールのドーハで行われた第4回WTO閣僚会議において立ち上げが宣言されたドーハ開発アジェンダ（以下「ドーハ・ラウンド」）（第1図）は、製品の貿易自由化のみならず、サービス貿易、アンチ・ダンピングなどの貿易ルール、環境、途上国問題も含んでおり、グローバル化やIT化が進んだ新たな時代の要請に対応した幅広い分野を扱っていることが特徴である（第2図）。日本にとって本ラウンドの推進は、1.他の先進国及び主要途上国の関税を削減する、2.我が国サービス産業の海外市場への参入を容易にする、3.通商ルール強化により予見可能性を高め、通商紛争を予防する、4.加盟国・地域の国内構造改革を推進するきっかけとなる、等の意義がある。

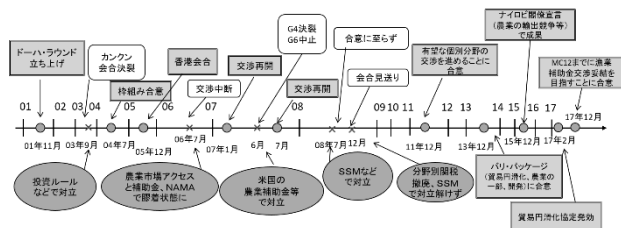
ラウンド交渉は、経済発展段階や利益・関心の異なる加盟国・地域間での合意を目指すという、複雑かつ困難なものである。先のウルグアイ・ラウンドでは8年間の歳月をかけ、一進一退を繰り返しつつ、関係者の粘り強い交渉により合意が達成された。ドーハ・ラウンドは、2008年7月の閣僚会合の決裂以後、先進国と新興途上国の対立により交渉が停滞し、2011年12月の第8回WTO閣僚会議では、

² 1960年に開始された第5回交渉（ディロン・ラウンド）以降、多角的交渉は「〇〇ラウンド」と呼ばれる。

議長総括における「政治ガイダンスの要素」として、ドーハ・ラウンドについて、近い将来の一括受諾の見通しがないことを認めつつも、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で、先行合意を含め議論を進めることが合意された。

その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であるとの共通認識が形成され、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第9回WTO閣僚会議（MC9）において精力的な交渉の結果、WTO設立後初のマルチ協定である貿易円滑化協定を含むバリ・パッケージが合意された。

第1図 ドーハ・ラウンド交渉の経緯



資料：経済産業省作成

第2図 ドーハ・ラウンド一括受諾の交渉項目と
主要論点³

農業	関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA (非農産品市場アクセス)	関税削減（スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃）、非関税障壁の撤廃
サービス	外資規制の削減等の自由化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化、漁業補助金の規律導入
貿易円滑化	貿易手続の簡素化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い（S & D）

TRIPS (知的所有権)	ワイン・スピリッツの地理的表示（GI）多国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品・サービスに係る貿易の自由化・円滑化

資料：経済産業省作成

2015年12月にケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議（MC10）においては、農業の輸出競争（輸出補助金撤廃、輸出信用の規律強化等）、開発分野で合意を得るとともに、ITA拡大交渉の妥結をみた（詳細後述）。ドーハ・ラウンドの今後の扱い及び新たな課題への取組については、最終的に見解は一致せず、閣僚宣言にドーハ・ラウンド交渉継続の可否に関して両論併記され、また時代に即した新たな課題への取組（詳細後述）の有無についても、同様に両論併記された。

第11回WTO閣僚会議（MC11）は2017年12月にアルゼンチンのブエノスアイレスで行われた。成果文書については、閣僚会議の最終日まで参加閣僚による交渉が行われたが、閣僚宣言はまとまらず、議長声明の発出にとどまった。また、農業についても、今後の交渉の進め方を含め合意を得ることはできず、先進国、途上国等立場が異なる多くの国の全会一致による合意の難しさが閣僚会議の場においても示された形となった。そうした中でも、各加盟国からはWTOに関与し続ける姿勢は示され、全加盟国での目立った成果は出せなかったものの、漁業補助金について、第12回閣僚会議（MC12）に向けて議論を継続することとなった。また、電子商取引、中小企業（MSMEs）、投資円滑化といった新しい課題について、今後のWTOにおける議論を後押しする有志国の共同声明が発出された。

なお、MC11のマーゲンで、第1回日米欧三極貿易大臣会合が開催され、日本、米国、EUの三極が連携し、第三国による市場歪曲的な措置に対処していくことに合意した。2020年1月には、ワシントンDCで第7回会合が開催され、産業補助金ルール強化、強制技術移転、市場志向条件、WTO改革（通報制度改革・電子商取引等）について議論が行われた。その後、2022年6月、スイスのジュネーブでMC12が開催された。会議では、特に新型コロナウイ

³ ラウンド立ち上げ当初は、投資、競争、貿易円滑化、政府調達透明性のいわゆる「シンガポール・イシュー」が検討の対象として含まれていたが、カンクン閣僚会議で貿易円滑化のみにつき交渉を始めることとされた。

ルス感染症によるパンデミックや食料安全保障等の喫緊の危機への対応が焦点となり、6年半ぶりに全加盟国での閣僚宣言を採択した。パンデミック対応については新型コロナワクチンの特許権免除（T R I P S ウェイバー）が議論され（詳細は後述）、最終的に特許の強制実施権に係る手続の明確化及び簡素化に合意したほか、医療物資の緊急的な輸出規制を適切に抑制することで一致した。食料安全保障については、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けて食料価格が高騰したことを受けて議論がなされ、食料安保の観点からの緊急的貿易制限措置を行う場合も可能な限り貿易歪曲性が低くなるよう抑制すること等に合意した。

また、従来からの論点であったWTO改革や漁業補助金、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアム等についても成果があった。WTO改革については、2024年までに全加盟国が利用可能な、完全かつ良好に機能する紛争解決制度の回復を目指すことを含め、必要な改革に取り組むことにコミットすることに全加盟国が合意した。漁業補助金協定については、違法・無報告・無規制漁業につながる補助金の禁止及び濫獲された資源に対する補助金を原則禁止すること等に合意した。電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについては、モラトリアムの恒久化を支持するメンバーも多かったが、これまでと同様、2023年2月に予定される第13回定期閣僚会議（MC13）までの継続延長に合意した。メンバーの意見の懸隔が埋まらない課題も改めて明らかとなる一方で、様々な危機により分断された世界でWTOが貿易側面から解決に貢献できることを示す形でMC12は閉幕した。

（イ）I T A（情報技術協定）拡大交渉

（A）拡大交渉の背景

I T A（情報技術協定）は、I T製品203品目について、I T A参加メンバーの当該品目の譲許税率を撤廃する取決めであり、1996年12月のシンガポールWTO閣僚会議の際に日米E U加など29メンバーで合意し、1997年に発効した。その後の参加国拡大の結果、2023年3月現在、I T A対象製品の世界貿易総額の97%以上を占める83メンバー（中国、インド、タイ含む。）が協定に参加している（メキシコ、ブラジル、南アフリカ等は未参加。）。I T Aは世界貿易総額の約15%（5.3兆ドル（2013年の貿易データを基に試算））の関税撤廃に貢献している。主な対象

品目は、半導体、コンピュータ、通信機器、半導体製造装置等である。

他方、I T製品の技術進歩は早く、その後、I T Aの品目リストの拡大と対象範囲の明確化に対する各メンバーの産業界から期待が高まっていった。

I T A拡大交渉は、具体的には、技術進歩により高機能化、デジタル化している医療機器やデジタルビデオカメラ、高機能化・多機能化した新型集積回路等を新たにI T Aの対象とする品目リストの拡大や、I T Aの対象品目の明確化を目的としていた。

（B）拡大交渉立ち上げまでの経緯

2011年3月に、日本、米国、韓国、台湾等、17メンバー39業界団体（その後、同年5月に18メンバー41団体）がI T A拡大を要請する共同声明を発表した。これを受け、I T Aの主要参加国がほぼ全て参加するA P E Cで、日米が連携してWTOでのI T A拡大交渉に向けた機運の醸成を開始した。具体的には、2011年11月のA P E Cホルル首脳会議で、「A P E Cエコノミーが品目及びメンバーシップ拡大に向けた交渉開始にリーダーシップを発揮していく」旨に合意した。このA P E C首脳宣言を受けて、日米連携の下、2012年前半の交渉開始を目指して協定参加メンバー間の意見調整を行ったが、E Uは関税交渉と非関税障壁交渉をリンクさせてI T A拡大交渉を行うべきと強く主張した。ドーハ・ラウンドが停滞する中、産業界の期待に応え、WTOが迅速に結果を出すためには、関税交渉に集中すべきと主張する日米等各メンバーとの間で協議が続いたが、最終的には関税交渉と非関税障壁交渉を切り離すことでE Uも合意し、交渉立ち上げの道筋ができた。

2012年5月には、日本、米国等が共同で拡大交渉の開始を呼びかけるコンセプトペーパーをWTOに提出し、5月14日のI T A15周年記念シンポジウムの翌日に開催されたI T A委員会公式会合で、I T A拡大及びそのための作業を開始していくことに各国の強い支持があり、実質的な交渉が開始された。

（C）拡大交渉妥結までの経緯

交渉立ち上げ以降、月に1回の頻度で交渉会合がジュネーブで開催され「品目候補リスト」の作成が進み、2012年秋からは、フィリピン、シンガポール、中国が参加し、品目候補の絞り込みが始まったが、中国が多くの対象品目の

除外を主張したため、交渉はしばしば中断された。

2014 年 11 月の A P E C 北京首脳会議の際に行われた米中首脳会談における米中間の対象品目合意の後、2015 年 7 月、交渉参加メンバーは拡大対象品目 201 品目（新型半導体、半導体製造装置、デジタル複合機・印刷機、デジタル A V 機器、医療機器等）に合意し、同月、関税撤廃期間や実施スケジュール等の合意に関する宣言文とともに、W T O 一般理事会で報告・公表された。

2015 年 9 月からは、我が国が I T A 拡大交渉の議長を務め、個別の対象品目の関税撤廃期間等に関する交渉を実施。2015 年 12 月、ケニア・ナイロビで開催された第 10 回 W T O 閣僚会議（MC10）において、林経済産業大臣（当時）が議長を務め、対象品目の世界貿易額の 90%以上をカバーする、53 メンバー（E U 加盟国 28 か国（当時）を含む）で交渉妥結に至った。

201 対象品目の全世界貿易額は年間 1.3 兆ドルを上回り、世界の貿易総額の約 10%に相当し、日本からの 201 対象品目の対世界輸出額は約 9 兆円（日本の総輸出額約 73 兆円の約 12%）、輸出先での関税削減額は約 1700 億円とされた（交渉当時 2014 年の貿易データを基に試算）。

2023 年 3 月末現在、56 メンバーが協定に参加している。

(D) 最近の動き

2021 年 9 月に開催された I T A 25 周年シンポジウムでは各産業界から I T 技術の発展や世界経済への貢献とともに更なる対象品目拡大交渉の開始などを望む声が寄せられ、2022 年 5 月には世界の I T 産業界 43 団体が新たな対象品目拡大交渉を支持する共同ステートメントを発出した。

また I T A の合意から 25 年以上が経過した後にもデジタル技術・産業が発展と拡大を続けていることを踏まえ、2023 年 3 月には I C T 製品・技術の実態や最新動向を調査・分析し、A P E C 域内における I T A の重要性や意義について再確認するための A P E C のプロジェクトを提案した。

(ウ) E G A（環境物品協定）交渉

(A) 議論の背景

2001 年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別会

合（C T E S S）の設置が盛り込まれ、これを受けて、C T E S S において関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で、A P E C に場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011 年 11 月の A P E C ホノルル首脳会議で、2015 年末までに対象物品の実効関税率を 5 %以下に削減する旨合意され、2012 年 9 月の A P E C ウラジオストク首脳会議で、その対象品目として 54 品目に合意した。

(B) 交渉立ち上げまでの経緯

A P E C で環境物品 54 品目の関税削減が合意されたことを受け、2012 年 11 月、環境物品の自由化推進国で形成する「環境フレンズ」メンバー（日本、米国、E U、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー）は、W T O での今後の環境物品自由化の交渉の進め方についての議論を開始した。

2013 年 6 月には、米国が「気候変動に関する大統領行動計画」を発表。その中で、A P E C 環境物品リストを基に、W T O において、太陽光、風力、水力、地熱などクリーン・エネルギー技術を含んだ環境物品の貿易自由化に向けた交渉を立ち上げること、今後 1 年間で当該品目の世界貿易シェアの 90%を占める国の参加を目指すこと等に言及した。

その後、2013 年 10 月の A P E C バリ首脳会議において、A P E C 環境物品リストを基に W T O で前進する機会を探求する旨合意したことを受け、ジュネーブにおける議論が加速した。そして、2014 年 1 月に、ダボスの W T O 非公式閣僚会合の開催にあわせて、米国が主導して、有志の 14 メンバー（日本、米国、E U、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、コスタリカ）が、W T O における環境物品交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。

2014 年 7 月に、有志の 14 メンバーで環境物品交渉を立ち上げ、A P E C で合意した 54 品目より幅広い品目で関税撤廃を目指すことを確認した。

(C) 交渉の現状

2014 年 7 月以降、2 か月に 1 ～ 2 回のペースで交渉会合がジュネーブで開催され、2015 年 4 月以降、積み上げが行なわれた品目について、環境クレディビリティの観点から議論が行なわれ、対象品目の絞り込み作業が進められ

た。

2015 年 1 月からはイスラエルが、3 月からはトルコ及びアイスランドが交渉に加わり、同年 11 月の交渉会合では、同年 12 月のケニア・ナイロビで開催された第 10 回 WTO 閣僚会議 (MC10) での品目合意を目指し議論が行われたものの、合意には至らなかった。

2016 年 5 月の G7 伊勢志摩サミット、6 月の OECD 閣僚理事会のマージンでの閣僚級会合を経て、同年 9 月の G20 首脳会合までの妥結を目指す方向で合意した。

2016 年 7 月、G20 上海貿易大臣会合のマージンで、交渉参加 10 メンバーの閣僚級会合が開催された。G20 貿易大臣会合声明において「9 月の杭州サミットまでに着地点に達した上で、本年末までに行なわれる EGA 閣僚級会合で妥結することを目指す」ことに、中国を含む形で合意した。

2016 年 9 月、G20 杭州サミット首脳宣言において、「交渉の着地点に到達したことを歓迎し、参加国の核心的な懸念に対処する効果的な方法を見出した上で、残された懸隔を埋め、幅広い環境物品に対する関税撤廃を追求する野心的な未来志向の EGA を 2016 年末までに妥結するための努力を倍加する」との目標が再確認されたことを踏まえ、2016 年 12 月に妥結を目指し閣僚会合を開催した。しかし同会合では対象品目に関する立場の懸隔が埋まらず、妥結には至らなかった。なお、当時は 46 メンバーが交渉に参加していた。

2017 年 8 月に早期交渉再開のモメンタム醸成のため、経済産業省が北京で EGA 北京シンポジウムを主催した。

(D) 最近の動き

EGA 交渉の再開目途は立っていないが、我が国は 2021 年 3 月に世界全体のカーボン・ニュートラル実現に貢献する製品・技術の普及を円滑化させるため、WTO 有志国で構成されたオタワグループの閣僚会合において、環境物品の関税撤廃 (風力、燃料アンモニア、水素、自動車、蓄電池、カーボンリサイクル、住宅・建築物、太陽光、資源循環の 9 分野を例示) 等を含む「貿易と気候変動」に関する提案を行った。同年 12 月には環境物品の貿易を促進するためのアプローチ等が盛り込まれた「貿易と環境持続

可能性に関する閣僚声明」(後述)が発出され(2023 年 2 月現在 74 カ国・地域が参加)、この声明の内容を具体化するプロセスにおいて環境物品交渉に向けた議論が継続されると考えられる。

(エ) T i S A (新たなサービス貿易協定) 交渉

1995 年の GATS 発効から長期間が経過し、この間にインターネットの普及を始めとする技術革新の影響を受け、サービスの提供・消費の態様が大きく変化してきていることを背景に、WTO においても状況変化に対応した約束表の改訂や新たなルールの策定が求められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンドが膠着し、急速な進展が見込めない状況となり、各国は FTA/EP A の締結等を通じてサービス貿易の自由化を推進してきた。

こうした中、2011 年 12 月に開催された第 8 回 WTO 閣僚会議では、1. 途上国が強く支持するドーハ開発アジェンダは打ち切らない一方、2. 一括妥結は当面実現不可能であることを認め、部分合意、先行合意等の可能な成果を積み上げる「新たなアプローチ」を試みることで一致した。

2012 年初頭から、「新たなアプローチ」の一環として、有志国・地域によるサービス貿易自由化を目的とした新たな協定の策定に関する議論が開始され、2012 年 7 月 5 日には、交渉のモメンタムの維持・拡大、有志国・地域以外の国々に対する透明性の確保と議論への参加の奨励を目的として、それまでの約半年間の議論で方向性の一致したものを取りまとめたメディア・リリース「サービス貿易交渉の進展」が公表された。日本を含む有志国・地域は、自由化の約束方法、新たなルールなど、21 世紀にふさわしい新たなサービス貿易協定に向けた議論を重ね、2013 年 6 月には、本格的な交渉段階に移ったことを確認する共同発表を行い⁴、2 か月に 1 回程度の頻度で交渉を行ってきた。2016 年 1 月の T i S A 非公式閣僚会合で、2016 年中の交渉妥結を目標として交渉を加速化することで一致し交渉が行われたが、議論の収束には至らなかった。2016 年 12 月末時点のメンバーは、23 カ国・地域(日本、米国、EU、豪州、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、

⁴外務省 HP (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000387.html) 参照。

アイスランド、リヒテンシュタイン及びモーリシャス)。その後交渉は中断している。

(オ) 貿易円滑化協定

貿易円滑化協定は、貿易取引の時間とコストを削減し、貿易・投資の拡大を通じた経済の成長・発展を目指す協定である。ドーハ・ラウンド交渉の成果であり、1995年のWTO設立以来はじめて全加盟国が参加して作成された新協定である。

貿易円滑化協定は2004年11月にドーハ・ラウンド交渉の一分野として交渉が開始され、2013年12月第9回WTO閣僚会議でバリ合意の一部として採択された。2014年11月には全加盟国が参加するWTO一般理事会で貿易円滑化協定をWTO協定に追加するための改定議定書が採択された。その後2017年2月、WTO全加盟国（164加盟国）の3分の2（110加盟国）の受諾により発効に至った。

貿易円滑化協定は、貿易規則の透明性の向上に関する措置、税関手続きの迅速化・簡素化に関する措置、途上国に対する優遇措置及び能力構築などを内容とする。WTOによれば、協定の完全な実施により、加盟国の貿易コストは平均14.3%減少すると試算されている。さらに、貿易円滑化協定は貿易・投資の拡大に加え多角的貿易体制の強化にも資するものであり、協定に含まれる条項がすべての加盟国で完全に実施されるよう、我が国としても積極的な働きかけを行っている。

(カ) 新たな課題への取組

2015年12月、第10回WTO閣僚会議（MC10）の閣僚宣言においてドーハ・ラウンド交渉についての「新たなアプローチ」が必要であるとの考えと、交渉を継続すべきとの考えが両論併記され、時代に即した新たな課題への取組を求める国があることも明記された。2017年12月、第11回WTO閣僚会議（MC11）では、電子商取引、投資円滑化、中小企業（MSMEs）、サービス国内規制といった今日的課題について、今後のWTOにおける議論を後押しする有志国の共同声明が発出された。特に電子商取引については、同閣僚会議の機会に、我が国の主導により、豪州、シンガポールと共にWTOにおける電子商取引の議論を積極的に進めるべきとの意思を共有する国を集めた有志国閣僚会合を開催し、71のWTO加盟国が参加する共同声明の発出に至った。2019年1月には、ダボスで非公式

閣僚会合を開催し、中国やUAE等も新規に参加した中、76の加盟国で共同声明を発出し、高いレベルのルール作りを目指し交渉を開始する意思を確認した。同年6月のG20大阪サミットの機会には、我が国が「デジタル経済に関する首脳特別イベント」を主催し、米国、EU中国など27か国・地域、首脳及びWTOを始めとする国際機関の長が出席した。デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていく「大阪トラック」を立ち上げる旨の「デジタル経済に関する大阪宣言」が発出され、WTO電子商取引有志国イニシアティブに参加する78か国・地域とともに、WTO電子商取引交渉について、第12回WTO閣僚会議（MC12）までに実質的な進捗を得ることを目指すことに合意した。2020年12月には、これまでの成果を統合交渉テキストとして取りまとめ、共同議長報告を公表した。特に、データ関連規律について、高い水準かつ商業的に意義のある成果のための鍵として2021年前期から議論を強化することが明記された。2021年12月に共同議長国閣僚声明が発出され、オンライン消費者保護やオープンガバメントデータ等の8つの条文で意見の収斂を達成したことなど、これまでの交渉の進捗を確認するとともに、2022年末までに残る論点の多くについても収斂を目指すことが示された。さらに、2022年12月には、10の条文について意見の収斂を反映した新たな統合交渉テキストを取りまとめたほか、2023年1月、今後の議論の加速を確認するとともに、2023年末までの実質的な妥結を目指す旨の共同議長国閣僚声明を発出した。日本としては、越境データ流通、データ・ローカライゼーション禁止、ソース・コード及びアルゴリズム並びに暗号保護等のデータ関連規律は「高い水準かつ商業的に意義のある成果のための鍵である」という立場であり、DFFTの考え方の下でこれら規律のグローバル化を目指していく方針である。なお、2023年3月現在、88か国・地域がWTO電子商取引交渉に参加している。

サービス国内規制については、1999年から国内規制作業部会においてルール交渉が進められてきたものであるが、コンセンサスを得られず、MC11以降有志国のイニシアティブとして議論が重ねられてきた。2019年5月のOECD閣僚理事会の際には、有志国によりサービスの国内規制に関する閣僚会合が開催され、2020年6月の第12回閣僚会議（MC12）に向けて作業を継続する旨の共同声明

が発出された。その後、新型コロナウイルス感染症の影響でMC12自体は延期されたが、2021年11月にサービス国内規制に関する参照文書に関する交渉は妥結し、同年12月、大使級によって交渉妥結を確認する「WTOサービス国内規制に関する交渉の妥結に関する宣言」が発出された。その後、有志各国・地域が、GATSの約束表に追加的な約束として参照文書を盛り込む手続を進め、2022年12月、効力発生に向けたWTO手続を開始した。(2023年3月現在、69加盟国・地域が参加。)

2020年11月、環境への関心の高まりを背景に、MC12に向け、日本を含む53カ国・地域が貿易と環境問題に関する様々な論点を議論していく「貿易と環境持続可能性に関する構造的ディスカッション」(TESSD)を立ち上げる提案を行い、2021年、WTOにおける議論を開始した。同年3月には、日本より、温室効果ガス削減に資する製品・技術の普及を円滑化するため、関税撤廃や規制面に関するルール作り、途上国の能力構築を柱とした提案をオタワグループ閣僚級会合において行った。MC12での発出が予定されていたがMC12の延期を受けて、2021年12月、貿易と環境持続可能性に関する閣僚声明を71カ国・地域(日本・米国、EU、中国等)で発出し、環境物品・サービスの貿易を促進するためのアプローチの検討、WTOルールに合致した気候変動対策について専門的な議論の開始など、TESSDで継続して議論することに合意した。2022年は、年初に合意された作業計画に基づき、①貿易関連気候措置、②環境物品・サービス、③循環経済、④補助金の四つのワーキング・グループで議論が行われた。また参加国・地域は2023年3月現在で74まで拡大している。

(キ) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を踏まえ、我が国やカナダ、EUなどが参加するオタワグループの2020年6月の閣僚級会合では、現在及び将来の危機に備え、医療関連製品の貿易円滑化に向けた検討を進めることに合意した。同年11月のオタワグループ閣僚級会合で、必要不可欠な医療関連物資を確保するために各国が取るべき行動として、輸出規制の規律強化、コロナ関連の必需品の一時的な関税削減・撤廃への努力(関税撤廃・削減の範囲や実施方法は各国が自由に決定)、貿易円滑化に関する基準分野でのベストプラクティスの共有、コロナショッ

クに対処するための貿易関連措置の透明性向上等を盛り込んだ「貿易と保健イニシアティブ」を取りまとめ、翌12月の一般理事会に提出した。その後も、MC12における閣僚宣言としての採択を目指し、内容の改訂や参加国の拡大に取り組んだ。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連するWTOにおける他の取組としては、2020年10月、インド及び南アフリカからTRIPS理事会に対し、新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め及び治療のために、同感染症対策関連の医療品(治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等)へのタイムリーなアクセスを可能とすることを目的として、TRIPS協定上の一部の義務(著作権、意匠、特許、非開示情報の保護と、それらの権利行使に関する義務)を当面免除することを一般理事会において決定すべき旨の提案がなされた。これを受けて、TRIPS理事会で累次の議論が行われた結果、最終的に、MC12において、新型コロナワクチンを生産・供給するために必要な特許について、TRIPS協定上の強制実施権に係る手続を明確化・簡素化する内容の閣僚決定がなされた。また、その後、当該閣僚決定における、当該決定の日から6か月以内に、その対象を新型コロナウイルス感染症の診断薬及び治療薬に拡張するか否かを決定することについての規定(閣僚決定パラ8)に基づき、TRIPS理事会で累次議論が行われたが、期限までには加盟国間で合意に至らず、2023年3月現在、議論は継続している。

(ク) 紛争解決手続に付託して解決を図っている事案

我が国は、WTO協定に違反する外国政府の政策・措置について、二国間交渉やWTO紛争解決手続等、あらゆる機会を通じてその是正を図っている。我が国が当事国としてWTO紛争解決手続に付託し、解決を図っている最近の事例は以下のとおりである。

(A) 中国の日本製ステンレス製品AD措置

2018年7月、中国政府は、中国国内企業からの申請を受けて、日本、EU、インドネシア及び韓国からのステンレススラブ、ステンレス熱延鋼板(カットシート及び厚板)及びステンレス熱延コイルの輸入に対するAD調査を開始し、2019年7月、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の認定及びこれらの因果関係があるとして、AD税賦課の最終決定を行った。

中国政府は、調査対象に包含する多種多様な製品の平均

価格の低下傾向を指摘するのみで、それらの競合関係及び国内価格への影響を実質的に分析していない。また、調査対象国・地域からの輸入による効果を累積（一括）評価しているが、かかる累積評価は調査対象国間の競争状況から見て適切でない。よって、本件AD措置は、WTO協定、特に、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（アンチダンピング協定。以下「AD協定」という。）に違反する。

我が国は中国政府に対し、二国間の対話による解決を図ってきたが、解決に至らなかったため、2021年6月、本件AD措置について、WTO協定に基づく二国間協議要請を行い、WTO紛争解決手続が開始された。同年7月、二国間協議を実施したが、解決に至らず、同年8月、WTOに対して本件につきパネル設置を要請し、同年9月にパネルが設置され、パネルの審理が行われた。2023年6月に公表されたパネル報告書は、本件AD措置はAD協定に整合しないと認定し、中国に対して措置の是正を勧告した。同パネル報告書は2023年7月に採択され、中国が本件AD措置の是正義務を負うことが確定した。

引き続き中国政府に対し、WTO協定に整合的でないAD措置の撤廃・是正を求めていく。

(B) インドの日本製熱延鋼板に対するセーフガード措置

インド政府は2015年9月、熱延鋼板に対するセーフガード調査を開始し、その2日後暫定措置を発動する旨の決定を行い暫定措置による課税を開始した。2016年3月、インド政府は熱延鋼板の輸入増加及び国内産業への損害のおそれ等を認定する最終答申を行い、これを受けて暫定措置の開始から起算して2年6か月間のセーフガード措置を発動する旨の官報告示を行った。

WTO協定上のセーフガードの発動要件として、輸入の増加が「GATTに基づいて負う義務の効果」として生じていることが必要であるが、インドの最終報告書において、その義務の効果により輸入が増加したとの適切な認定がされていない。

また、日本はインドとの間に日本・インド包括的経済連携協定（日印CEPA）を締結しており、当該品目の関税を引下げている。しかし、日印CEPAに基づく関税譲許の義務は、上記GATT19条1項(a)の規定する「GATTに基づいて負う義務」ではないため、WTO協定上のセーフガードを発動するための調査において、日印CEPA

による関税譲許の効果として生じている輸入増加を考慮してはならないと考えられる。

さらに、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実をGATT19条1項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は単なる需給関係の変化であって予見の範囲内であると考えられる。また、先例上、国産品と輸入品の競争条件について国産品にのみ不利な変更を生じさせるようなものでなければならぬと解釈されているところ、インドの述べる事実は輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しないと考えられる。

加えて、セーフガードを適切に発動するためには、GATT19条1項(a)やSG協定上の実体要件・手続要件を満たす必要があるが、これら要件の多くも適切に満たしていないと考えられる。

以上のように、インド当局は上記発動要件を適切に認定しておらず、本措置はGATT19条1項(a)やSG協定に不整合であると考えられる。

我が国は、2015年9月の調査開始以降、インドの本件措置に関し、意見書の提出及び公聴会への参加等を通じWTO協定への抵触の可能性を指摘してきた。しかしながら、本措置の撤廃の動きが見られなかったことから、2016年12月、我が国はインドに対してWTO協定に基づく二国間協議要請を行った。二国間協議は2017年2月に実施されたが、熱延鋼板のセーフガードについては協議による解決に至らなかったため、同年3月にパネル設置を要請し、同年4月にパネルが設置された。2018年11月、パネルは我が国の主張をほぼ受入れ、本措置は協定に非整合的であると判断した。インドはパネルの判断を不服として2018年12月14日に上訴し、2023年3月現在は上級委員会に係属中である。

(C) 韓国の日本製ステンレス棒鋼に対するAD措置

2016年6月、韓国政府は、日本からのステンレススチール棒鋼に対する第3次サンセットレビューを開始し、2017年6月、3年間課税措置を延長する旨の決定をした。

AD協定第11.3条は、AD課税はその賦課の日又は最新の見直しの日から5年以内に撤廃することを原則とし、例外的にAD措置の継続が許容されるためには、AD税の

撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性が必要であることを規定する。本件では、日本産輸入品は特殊用途向け製品が多く、他方で、韓国の国内産品や同じく調査対象国であるインドからの輸入品は汎用向け製品が多く、日本産輸入品は韓国産品に対して重大な損害を与えるような競争関係になく、また、韓国市場には中国等からの低価格輸入が大量に存在しているところ、日本産輸入品に対するAD課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定には瑕疵があり、AD協定第 11. 3 条に違反する。

我が国は、2018 年 6 月、WTO 協定に基づく二国間協議要請を行い、同年 8 月、二国間協議を実施したが、韓国側から措置撤廃に向けた見通しが示されないことから、同年 9 月、WTO 協定に基づくパネル設置要請を行い、同年 10 月にパネルが設置された。

2020 年 11 月に発出されたパネル報告書は、日本産輸入品が韓国産品より相当程度高価であることや中国等からの低価格輸入が大量に存在していることが適切に考慮されていないため、日本産輸入品に対するAD課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定に瑕疵があり、AD協定第 11. 3 条に違反すると判示した。また、日本生産者に輸出余力があるとする認定の前提として、日本生産者の生産能力を認定する際に、必要なパラメーターを示すことなく日本生産者自身が提出したデータを用いなかった点についても、上記認定は合理的理由を欠き瑕疵があり、AD協定第 11. 3 条に違反しているとしている。その他、秘密情報の扱い（AD協定第 6. 5 条）や二次情報の扱い（同第 6. 8 条）についても協定違反を認定し、結論として韓国に対し本件措置の是正を勧告した。

2021 年 1 月、韓国がWTO上級委員会に上訴し、2023 年 3 月現在は上級委員会に係属中である。

(D)インドのICT製品に対する関税引上げ措置

インド政府は、インド国内における生産を促すため、自国のWTO協定譲許表において無税（0%）を約束している一部のICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）製品について、予算法案（及びその後の予算法）や国内通達において、関税の引上げ措置を導入。2014 年以降、フィーチャーフォン、スマートフォン、携帯電話用基地局、デジタルマイクロ波通信装置、プリント回路基板アセンブリ、スマートフォン用LCDモ

ジュールなど様々なICT製品について、複数回の関税の引上げを実施している。

これらの関税引上げ措置については、譲許税率を超えない関税率の適用を義務付けるGATT第 2 条に違反する可能性が高い。

そのため、2019 年 5 月、インド政府に対してWTO協定に基づく二国間協議を要請した。しかし、協議による解決には至らなかったため、2020 年 3 月、パネル設置要請を行い、同年 7 月にパネルが設置された。

本件についてはEU及び台湾もパネル設置を行っており、引き続き当該国・地域等と連携を図り、インド政府に対し、本件の早期撤回を求めている。

なお、協議要請後の 2020 年 2 月、パネル設置後の 2021 年 2 月、2022 年 1 月に係争中の物品の一部について更なる関税引上げが行われた。

2023 年 4 月にパネル報告書が発出され、我が国の主張を全面的に認め、インドに対して措置をWTO協定に適合させるように勧告したが、インドはパネルの判断を不服として 2023 年 5 月に上訴し、上級委員会に係属中である。

3. 2. 経済連携

(1) 経済連携協定(EPA/FTA)

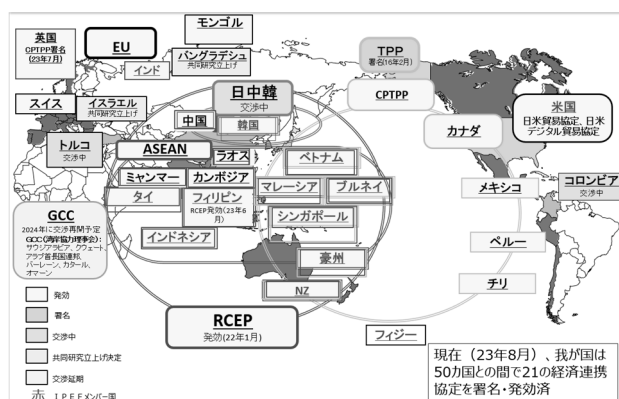
EPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)とは、物品関税の削減・撤廃、サービス貿易の自由化、投資環境の整備、ビジネス環境の向上に関する協議の場の設置等を規定し、幅広い経済関係の強化を目的とする2国間又は多国間の国際協定をいう。

経済連携の推進は、国内に立地する輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化の面で意義があり、他方で、外国に投資財産を有する企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。

1990 年代以降、国際経済環境や各国の開発戦略の変化により地域統合の動きが加速し、EPA/FTAの締結数が年々増加してきている。その背景としては、①欧米諸国が経済的関係の深い近隣諸国との間で貿易・投資の自由化・円滑化等による経済連携を図る動きを活発化させたこと(例：米国がNAFTA(1994 年発効)、EC(1993 年にEUへ発展)が単一市場の構築への取組を加速させる等)、②韓国や台湾、ASEANなどのアジア諸国がいち早く経済

開放を推し進めることにより高成長を果たす中、チリ・メキシコ・ペルー等の新興国が貿易・投資の自由化や市場メカニズムの導入へと経済政策を転換させ、その中でEPA／FTAを活用する戦略を採ったこと、さらに、③2000年代後半以降、WTOドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、世界の主要国が貿易・投資の拡大のために積極的にEPA／FTAを結ぶようになったこと等が挙げられる。GATT第24条等に基づく地域貿易協定(RTA)の通報件数を見ると、1948年から1994年の間にGATTに通報されたRTA(FTAや関税同盟等)は124件であったが、1995年のWTO創設以降、2022年1月1日時点でGATT／WTOに通報された発効済みRTAは557件に上る。以下、2021年度までの取組について説明する。

第3図：日本の経済連携の推進状況



(ア) アジア太平洋地域の経済統合と世界のFTA動向

自由貿易の拡大、経済連携協定の推進は、我が国の通商政策の柱であり、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を取り込んでいくことが、我が国の成長にとって不可欠といえる。

2022年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」(骨太方針2022)において、「TPP11の着実な実施及び高いレベルを維持しながらの拡大に向けた議論を主導するとともに、RCEP協定の円滑な運用及び履行の確保に取り組む。IPEF104については、インド太平洋地域への米国の強いコミットメントを示すものとして歓迎し、我が国は米国及びASEAN諸国・インドを含むパートナー国と連携して地域の繁栄と経済秩序の構築に取り組み、加えて、米国にはTPP復帰を働きかける。」と記載があるとおり、我が

国はインド太平洋地域での協力等を通じ、経済連携を更に推進し、自由で公正な貿易・投資ルールの実現を牽引する。

(イ) 我が国の経済連携取組状況

(A) 地域的な包括的経済連携協定 (RCEP (アールセップ) : Regional Comprehensive Economic Partnership)
(2022年1月1日発効)

RCEPは、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額の約5割を占める広域経済圏を創設するものであり、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化・強靱化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備するものである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されているが、この地域内における更なる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の拡大・深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域EPAの実現により、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した効率的な生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながる事が期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によってEPAを活用する企業の負担軽減が図られる。

2012年11月のASEAN関連首脳会議において、「RCEP交渉の基本方針及び目的」が16か国(ASEAN10か国及び日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド)の首脳によって承認され、RCEPの交渉立ち上げが宣言された。

基本方針には、「現代的な、包括的な、質の高い、かつ、互恵的な経済連携協定」を達成すること、物品・サービス・投資以外に、知的財産・競争・経済技術協力・紛争解決を交渉分野とすること、が盛り込まれている。第1回RCEP交渉会合は、2013年5月にブルネイで開催され、高級実務者による全体会合に加えて物品貿易、サービス貿易及び投資に関する各作業部会が開催された。

第1回交渉会合が開催されて以降、3回の首脳会議、19回の閣僚会合及び、31回の交渉会合が開催を経て、2020年11月15日の第4回RCEP首脳会議の機会に署名に至った。インドは、交渉立ち上げ宣言以来、2019年11月の第3回RCEP首脳会議に至るまで7年間にわたり、交渉に参加してきたが、その後交渉への参加を見送った。我が国を始め、各国はその戦略的重要性から、インドの復帰を

働きかけたが、2020年の署名は、インドを除く15か国となった。しかしながら、RCEP協定署名の際、RCEP協定署名国は、RCEP協定がインドに対して開かれていることを明確化する「インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言」を発出し、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定めた。

署名後、各国の国内手続きを経て、2022年1月1日より、日本、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナムの10カ国についてRCEP協定が発効し、続いて、韓国（同年2月1日）、マレーシア（同年3月18日）、インドネシア（2023年1月2日）についても発効した。

(B) 環太平洋パートナーシップ協定（TPP: Trans-Pacific Partnership）（2016年2月4日署名）

我が国は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP」という。）に関し、2013年3月に参加を表明、同年7月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの11か国との交渉に参加した。その後の交渉を経て、2015年10月米国アトランタで大筋合意に至り、2016年2月4日にオ克兰ドで署名がなされた。

日本国内においては、2016年12月9日に、TPP協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、2017年1月20日、TPP協定原署名国12ヶ国の中で最も早く国内手続き完了の通報を協定の寄託国であるニュージーランドに対して行った。

一方、米国は、2017年1月30日に、TPP協定の締約国になる意図がないことを通知する書簡を協定の寄託国であるニュージーランド及びTPP協定署名国各国に対して発出した。

(C) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）（2018年3月8日署名）

2017年1月の米国によるTPP協定離脱の通告後、米国を除くTPP協定署名11か国の尽力により、2018年3月8日、チリにおいて環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という）の署名を実現。その後、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州が国内手続きを完了させ、2018

年12月30日これら6か国間で発効。2019年1月14日にはベトナムを加えた7か国間で効力を生じた。CPTPPの発効によって、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場を作り出すことが期待される。

2019年1月19日には東京で第1回TPP委員会が閣僚級で開催され、新規加入に関する手続等が決定された。2019年10月7-9日には、ニュージーランド・オ克兰ドにて、第2回TPP委員会が開催され、委員会では、①TPP委員会の手続規則、②紛争処理のパネル議長登録簿に関する決定文書が採択された。併せて、物品貿易・SPS・中小企業・競争力及びビジネス円滑化等の12の小委員会等が開催された。

2020年8月6日には、テレビ会議形式で、第3回TPP委員会が開催。委員会では、コロナ危機からの経済回復が議論の焦点となる中で、CPTPPを通じた自由貿易の推進が重要であることについて確認するとともに、特にサプライチェーンの強靱化やデジタル化に向けたCPTPP協定の活用に関する意見交換を行った。また、物品貿易、SPS、TBTなど15の小委員会等が開催され、各国専門家の間で議論がなされた。

2021年2月1日、英国が寄託国であるニュージーランドに対して加入要請を通報した。我が国は、2021年のTPP委員会の議長国として、ハイスタンダードかつバランスの取れたCPTPPの進化及び拡大に向けて議論をリードしていく旨表明した。

2021年6月2日、テレビ会議形式で第4回TPP委員会を開催し、英国の加入手続の開始及び英国の加入に関する作業部会（議長：日本、副議長：豪州及びシンガポール）の設置を決定した。

2021年7月21日、ペルーが寄託国であるニュージーランドに対し、国内手続を完了した旨を通報し、9月19日に8番目の締約国として発効。

2021年9月1日、テレビ会議形式で第5回TPP委員会を開催し、電子商取引商委員会の設置を決定した。2021年9月16日に中国が、9月22日に台湾が、12月17日にエクアドルが、2022年8月10日にコスタリカが、12月1日にウルグアイが寄託国であるニュージーランドに対し

て加入要請を通報した。我が国としては、加入関心を持つエコノミーが本協定の全ての義務を遵守できるのかどうか、しっかり見極め、戦略的観点も踏まえて他のCPTPP参加国とも議論して対応する旨表明している。

2021年9月28日・29日以降、第1回英国加入作業部会が開催され、英国から本協定の義務の遵守について説明を聴取した。2022年2月18日に同加入作業部会を終了し、市場アクセス交渉を開始すべく、加入作業部会の議長国である日本から、英国に市場アクセスオファーの提出を指示した。

2022年9月30日、マレーシアが寄託国であるニュージーランドに対し、国内手続きを完了した旨を通報し、11月29日に9番目の締約国として発効。

2022年10月8日、シンガポールにてパンデミック以来、初の対面形式で第6回TPP委員会を開催し、CPTPPのハイスタンダードなルール及び包括的な市場アクセスコミットメントを維持し発展させることが重要であると確認した。また、委員会に先立って、電子商取引、物品貿易等13の小委員会が開催され、専門家間で議論がなされた。

2022年12月22日、チリが寄託国であるニュージーランドに対し、国内手続きを完了した旨を通報し、2023年2月23日に10番目の締約国として発効。

2023年3月31日、CPTPP加盟国によるオンライン閣僚会合が開催され、英国加入交渉の実質妥結を発表。今後、加入議定書の策定・署名に向けて法的精査等の作業を進める。

(D) 日EU・EPA (2019年2月1日発効)

我が国とEUは、世界人口の約1割、貿易額の約4割、GDPの約3割（発効時）を占める重要な経済的パートナーであり、日EU・EPAは、日EU間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りの先導役を果たすものといえる。EUは、近隣諸国や旧植民地国を中心としてFTAを締結してきたが、2000年代に入り、韓国等の潜在的市場規模や貿易障壁のある国とのFTAを重視するようになった。さらに、2016年10月には先進国であるカナダとの包括的経済・貿易協定(CEFTA: the Comprehensive Economic and Trade Agreement)に署名した。また、南米南部共同市場（メルコスール）との貿易協定(EU-Mercosur Trade Agreement)

は、2019年6月28日、政治合意に至っているが、署名には至っていない。

日EU・EPAについては、2013年3月に行われた日EU首脳電話会談において、日EU・EPA及び戦略的パートナーシップ協定(SPA)の交渉開始に合意し、2017年4月までに計18回の交渉会合が開催された後、同年7月に大枠合意、同年12月には、安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長が電話会談を実施し、交渉妥結に達したことを確認した。その後、2018年7月17日に署名、同年12月21日に日EUEU双方は本協定発効のための国内手続きを完了した旨を相互に通告し、2019年2月1日に発効した。なお、投資保護規律及び投資紛争解決については別途協議を継続している。

2021年2月にはオンラインで第2回日EU・EPA合同委員会が開催され、日EU・EPAのこれまでの運用状況の確認や、日EU間の貿易を一層促進するための今後の取組等に関する議論を行った。加えて、データの自由な流通に関する規定を日EU・EPAに含める必要性を再評価すべく、予備的協議を行うことで一致した。また、2021年3月までに物品貿易や政府調達、サービス貿易、投資の自由化及び電子商取引等12分野の第2回専門委員会・作業部会を実施した。2021年度においては、2021年7月にストックテイク会合を行い、双方の問題意識を明確にした上で、10月以降に各専門委員会・作業部会の議論を開催し、各分野について具体的な議論を行った。各専門委員会・作業部会での議論を踏まえて2022年3月に第3回日EU・EPA合同委員会を開催し、日EU・EPAに基づく保護の対象となる地理的表示(GI)を双方それぞれ28件ずつ追加すること等に合意したほか、データの自由な流通に関する協議を継続することで一致した。

2022年10月に、データの自由な流通に関する規定を日EU・EPAに含めることについて正式交渉を開始した。

(E) 日英包括的経済連携協定(日英EPA) (2021年1月1日発効)

英国のEU離脱に伴う移行期間が2020年12月31日に終了し、2021年1月から日EU・EPAが英国に適用されなくなることを踏まえ、我が国は日本企業のビジネス継続性を確保することを目的として2020年6月9日に日英EPA交渉を開始し、英国との日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みの構築を目指した。新型コロナウイ

ルス感染症による影響により交渉の殆どがオンライン会議にて実施され、同年9月に大筋合意、同年10月23日には、茂木外務大臣とトラス国際貿易大臣により署名が行われた。その後両国議会での承認を終え、翌2021年1月1日に発効した。

英国にとって日英EPAは、英国のEU離脱後、主要先進国との間で初めて新規に締結されたFTAとなった。日英EPAでは日EU・EPAの高い水準の関税撤廃率を維持しつつ、鉄道車両・自動車部品等の一部品目において英国市場へのアクセスを改善したほか、ルール面においても電子商取引・金融サービス等の一部の分野で日EU・EPAよりも先進的かつハイレベルなルールを規定した。2021年10月以降、英国のEU離脱後の日英EPAの運用状況の確認や、日英間の貿易を一層促進するための今後の取組などに関して、日英EPAの各専門委員会・作業部会にて意見交換・議論を行った。これらの結果を踏まえ、2022年2月に第1回日英合同委員会を開催し、日英間で、デジタル貿易や気候変動等の分野で日英間の連携を更に強化していくことを確認した。

(F) 日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定

ASEAN全加盟国とのEPAである日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定は、2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始し、2008年4月14日に各国持ち回りでの署名を完了し、2008年12月から加盟国との間で順次発効した(ただし、サービス貿易・投資分野は再協議となった)。2010年10月より交渉が行われていたAJCEP協定のサービス貿易・投資に係る改正議定書については3年にわたる交渉を経て実質合意に至り、2013年12月の日・ASEAN特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。その後、残された技術的論点の調整等を実施した結果、2017年11月の日ASEAN非公式経済大臣会合において、AJCEP協定のサービス貿易・投資に係る改正議定書についても、閣僚レベルの交渉終結に合意。2019年2～4月に持ち回りでの署名を実施。2020年8月1日に、既に国内手続きが完了していた日本、ラオス、ミャンマー、シンガポール、タイ及びベトナムの間で発効。次いで国内手続きを完了したブルネイで10月1日に、2021年に入りカンボジア、フィリピン、マレーシアでも発効。2022年2月1日にインドネシアで発効し、全加盟国で改正議定書が発効した。

(G) 日中韓FTA(交渉中)

日中韓3か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、3か国のGDP及び貿易額は、世界全体の約2割を占める。日中韓FTAは、3か国間の貿易・投資を促進するのみならず、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現にも寄与する可能性のある重要な地域的取組の一つである。

2013年3月に交渉を開始して以降、2019年11月までに計16回の交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、衛生植物検疫(SPS)、貿易の技術的障害(TBT)、法的事項、電子商取引、環境、協力、政府調達、金融サービス、電気通信サービス、自然人の移動等の広範な分野について議論を行っている。

また、2019年12月の第12回日中韓経済貿易大臣会合では、地域の経済統合や持続可能な発展に貢献するために、3か国の産業相互補完性を十分に活用し、貿易・投資の協力レベルを高めるべきであるという考えが共有され、日中韓FTA交渉を加速するよう事務方に指示があった。その後、同年同月の第8回日中韓サミットでは、その成果文書「次の10年に向けた3か国協力に関するビジョン」において、RCEP交渉に基づき、独自の価値を有する、包括的な、質の高い互恵的な協定の実現にむけて、日中韓FTA協定の交渉を加速していくことが確認された。

(H) 日コロンビアEPA(交渉中)

コロンビアは、太平洋と大西洋に面する北米と南米の結節点に位置し、豊富なエネルギー・鉱物資源を有する。また、中南米第3位である約5,100万人の人口を有するほか、平均経済成長率は3.7%と安定(2010-2019年)。新型コロナウイルス感染症の影響で2020年の実質GDP成長率はマイナス6.8%となったが、2021年は7.6%(予測値)と回復する見込み。中南米地域で自由開放経済を主導する太平洋同盟のメンバーであり、米国・カナダ・EU及び韓国とのFTAも発効済である。日コロンビアEPAを通じた貿易・投資環境の改善により輸出入及び日本企業によるコロンビアへの投資の拡大が期待されている。

2012年9月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国はEPA交渉を開催することで一致。同年12月に第1回交渉会合が開催され、2015年8月から9月にかけて第13回交渉会合が開催された。以降、両国間で様々なやりと

りが継続している。

(I) 日トルコ E P A（交渉中）

トルコは、人口 8,400 万人を超え(2021 年末時点)、国民の平均年齢が 30 歳台前半と若い魅力的な国内市場を持つ。加えて、欧州及び周辺国市場への生産拠点として注目されている。日トルコ E P A によって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化が図られ、トルコへの日本企業の輸出が後押しされるとともに、トルコの投資環境関連制度の改善により、トルコへの日本企業の投資促進も図られることが期待される。

トルコと我が国は 2012 年 7 月に第 1 回日トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコ E P A の共同研究を立ち上げることにつき合意した。これを受けて、同年 11 月に第 1 回、2013 年 2 月に第 2 回の共同研究が開催され、同年 7 月に日本・トルコの両政府に E P A 交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014 年 1 月に行われた日トルコ首脳会談にて、両国は E P A 交渉を開始することで一致し、同年 12 月に第 1 回交渉会合が開催され、2019 年 10 月までに計 17 回の交渉会合を開催した。特に、2019 年は 1 月・6 月には閣僚級で議論するとともに、同年中に 5 回の交渉会合を実施するなど交渉が加速。また、2019 年 7 月に行われた日トルコ首脳会談において、両首脳は E P A の早期妥結に向け更に交渉を加速することを確認した。以降、両国間で様々なやりとりが継続している。

(J) 日バングラデシュ E P A（共同研究）

バングラデシュは、世界第 7 位の人口（約 1 億 7 千万人）を擁し、今後も増加が続くとされている。G D P は新型コロナウイルス禍以前は 6 ～ 8 % の高成長を維持しており、一人あたり G D P も 2025 年には約 3,000 米ドルに増加する見込みとされる有望な新興国市場である。バングラデシュへの進出日系企業数は、2011 年 113 社から 2021 年 324 社に大幅増加しており、今後も更なる進出拡大が見込まれる。さらに自動二輪車等の製造業において現地市場をターゲットとした日本企業の進出が本格化するなど、バングラデシュを生産拠点としたビジネスも拡大傾向にある。

日本とバングラデシュ外交関係樹立 50 周年となる 2022 年に、日本政府とバングラデシュ政府は、同年 12 月に「あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定（E P A）に関する共同研究」を立ち上げることで一致した。

(K) 日イスラエル E P A（共同研究）

日イスラエル外交樹立 70 周年となる 2022 年の 11 月に、イスラエルとの間で、あり得べき日・イスラエル経済連携協定（E P A）にむけた共同研究を立ち上げることで一致した。これを受けて、2023 年 3 月に第 1 回の共同研究が開催された。

(L) 原産地証明書の電子化

① 貿易関連の国際手続きのデジタル化

まず、海外と連携して取り組んでいる課題として、原産地証明書（以下、C O）の電子化が挙げられる。これまで C O は紙でやりとりされることが多く、事務コストが高いこと、C O の紛失・遅延等のリスクがあることから、E P A 等を利用する事業者からは、貿易円滑化の観点から電子化のニーズが高まっている。このため、前述の「総合的な T P P 等関連政策大綱」においても、C O のデジタル化について政府一丸となって取り組むこととされている。日本国税関では、既に C O の P D F ファイル等による提出を認めているが、日本で発給する C O についても、2022 年 1 月より、日タイ E P A 及び R C E P 協定を対象に、原則として P D F ファイルでの発給を開始した。なお、日豪 E P A では、2016 年 11 月から、紙を原本としつつ P D F ファイルも C O の写しとして発給している。また、当局間で直接やりとりを行う C O のデータ交換は、取引コストをさらに引下げることが期待されており、こうした仕組の構築に向けて、タイ、インドネシア、A S E A N との間で協議が進められている。

② E P A 関連の国内手続きのデジタル化

国内における取組として、2021 年 8 月、J E T R O が原産地証明書の申請書類作成を支援するソフト（通称、「原産地証明書ナビ」）を公表し、同ツールの無償提供を開始した。これにより、輸出に当たって E P A を利用／検討している企業（特に中小企業）が、C P T P P を含む E P A の原産地証明書を簡易かつ効率的に作成できるようになった。また、令和 3 年度補正において、中堅・中小企業が簡易かつ低コストで E P A を利用するためのデジタルプラットフォームを整備するための実証を実施した。当該実証を通じて、①輸出品及び原材料に対応する H S コードの検索、②各 E P A の関税率・P S R の比較による最適な E P A の選択、③原産性の証明に必要な書類の準備、④原産性の証明に必要なサプライヤーからの情報提供等のプロ

セスをワンストップでサポートするプラットフォームを開発した。

（２）投資協定

投資協定とは、投資先国での自国投資家及びその財産の保護や締約国間の投資自由化等を約束する国家間の条約である。海外に投資した投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上等により、投資を促進するための内容を規定している。

1. 2021年10月時点で海外に拠点を構える日系企業の数
は77,551拠点を数えるに至り、また、我が国の対外直接投資は2021年に231,125億円となっている。
2. 我が国から海外への投資が一層進んでいると同時に、新興国を中心に世界の市場も急速な勢いで拡大を続けており、日本企業や日系企業は、熾烈な海外市場の獲得競争に晒されている。我が国の経済成長をより強固で安定的なものにしていくためには、貿易投資立国としての発展を目指し、世界のビジネス環境をより一層整備していく必要がある。かかる観点から、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、機会の拡大等について規定する投資協定及び投資章を含む経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）（以下、投資関連協定）は、投資支援のツールとしての重要性を一層増しており、日本政府は、他の経済政策と並び、既存協定の改正を含む投資関連協定の締結を一層加速し、投資環境の整備を進めている。
3. 2016年5月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（アクションプラン）では、2020年までに、100の国・地域を対象に投資関連協定を署名・発効すること、投資市場への新規参入段階から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、高いレベルの質を確保すること等を指針として掲げ、積極的かつ集中的に投資関連協定の締結に取り組んできた。
4. 2021年3月には、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン（成果の検証と今後の方針）」を策定し、アクションプラン以降の取組を検証した。アクションプランの策定以降、我が国は、2022年4月現在までに、新たに20の投資関連協定（45の国・地域）が発効済み又は署名済みとなった。特に、

二国間投資関連協定のみならず、CPTPP、日EU・EPA、AJCEP、RCEPなど、多国間の投資関連協定交渉にも積極的に取組、締結・発効に至っている。加えて、多くの投資関連協定において、自由化型、我が国産業界が重視する公正公平待遇、投資家と国家の間の紛争解決規定（ISDS）等が盛り込まれている。

5. さらに、今後の方針としては、アクションプランにおいて100の国・地域という目標値が設定されたことをふまえつつ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備等に向け、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進めることとし、特に、中南米及びアフリカを中心的な検討先とすることを明記した。加えて、投資関連協定の実効性の観点から、経済関係団体等との連携、在外公館・JETRO等を通じた、積極的な情報発信に努めることとしている。
6. なお、2023年3月現在で55本の投資関連協定が署名され、うち52本が発効済みとなっている（表2）。また、交渉中の協定を含めれば94の国・地域をカバーすることとなった。今後も、産業界のニーズや相手国の事情に応じながら、新規協定の締結及び既存協定の改正に向けた交渉を一層積極的に進めていく必要がある。

表2：我が国の投資関連協定締結状況

締結相手国（地域を含む）	署名	発効
エジプト	1977年1月28日	1978年1月14日
スリランカ	1982年3月1日	1982年8月7日
中国	1988年8月2日	1989年5月14日
トルコ	1992年2月12日	1993年3月12日
香港	1997年5月15日	1997年6月18日
パキスタン	1998年3月10日	2002年5月29日
バングラデシュ	1998年11月10日	1999年8月25日
ロシア	1998年11月13日	2000年5月27日
シンガポール （経済連携協定）	2002年1月13日	2002年11月30日
韓国	2002年3月22日	2003年1月1日
ベトナム	2003年11月14日	2004年12月19日

メキシコ（経済連携協定）	2004年9月14日	2005年4月1日
マレーシア（経済連携協定）	2005年12月13日	2006年7月13日
フィリピン（経済連携協定）	2006年9月9日	2008年12月11日
チリ（経済連携協定）	2007年3月27日	2007年9月3日
タイ（経済連携協定）	2007年4月3日	2007年11月1日
カンボジア	2007年6月14日	2008年7月31日
ブルネイ（経済連携協定）	2007年6月18日	2008年7月31日
インドネシア（経済連携協定）	2007年8月20日	2008年7月1日
ラオス	2008年1月16日	2008年8月3日
ウズベキスタン	2008年8月15日	2009年9月24日
ペルー	2008年11月21日	2009年12月10日
ベトナム（経済連携協定）※1	2008年12月25日	2009年10月1日
スイス（経済連携協定）	2009年2月19日	2009年9月1日
インド（経済連携協定）	2011年2月16日	2011年8月1日
ペルー（経済連携協定）※2	2011年5月31日	2012年3月1日
パプアニューギニア	2011年4月26日	2014年1月17日
コロンビア	2011年9月12日	2015年9月11日
クウェート	2012年3月22日	2014年1月24日
日中韓	2012年5月13日	2014年5月17日
イラク	2012年6月7日	2014年2月25日
サウジアラビア	2013年4月30日	2017年4月7日
モザンビーク	2013年6月1日	2014年8月29日
ミャンマー	2013年12月15日	2014年8月7日
豪州（経済連携協定）	2014年7月8日	2015年1月15日
カザフスタン	2014年10月23日	2015年10月25日
ウルグアイ	2015年1月26日	2017年4月14日

ウクライナ	2015年2月5日	2015年11月26日
モンゴル（経済連携協定）	2015年2月10日	2016年6月7日
オマーン	2015年6月19日	2017年7月21日
T P P（経済連携協定）	2016年2月4日	未定
イラン	2016年2月5日	2017年4月26日
ケニア	2016年8月28日	2017年9月14日
イスラエル	2017年2月1日	2017年10月5日
アルメニア	2018年2月14日	2019年5月15日
C P T P P（経済連携協定）	2018年3月8日	2018年12月30日
アラブ首長国連邦	2018年4月30日	2020年8月24日
E U（経済連携協定）	2018年7月17日	2019年2月1日
ヨルダン	2018年11月27日	2020年8月1日
アルゼンチン	2018年12月1日	未定
A S E A N（経済連携協定）	2019年2月26日	2020年8月1日
モロッコ	2020年1月8日	2022年4月23日
コートジボワール	2020年1月13日	2021年3月26日
英国（経済連携協定）	2020年10月23日	2021年1月1日
R C E P（経済連携協定）	2020年11月15日	2022年1月1日
ジョージア	2021年1月29日	2021年7月23日
バーレーン	2022年6月23日	未定

※1：2004年12月19日に発効した日・ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。

※2：2009年12月10日に発効した日・ペルー投資協定の内容が組み込まれている。

備考1：台湾とは民間窓口機関の取決めが2011年9月22日に署名されており、2012年1月20日に手続きが完了している。

資料：経済産業省作成。

（3）インド太平洋経済枠組み（I P E F）

2021年10月、米国のバイデン大統領が東アジアサミットにおいて「インド太平洋経済枠組み」構想(Indo-Pacific Economic Framework、以下「I P E F」)を発表した。

2022 年 5 月 23 日、「I P E F の立ち上げに関する首脳級会合」及び「I P E F 閣僚級会合」が開催された。日本からもそれぞれ、岸田総理大臣、萩生田経済産業大臣が出席し、同枠組みへの支持・参加を表明。

2022 年 7 月 26 日及び 27 日、I P E F 閣僚級会合が開催され、①貿易、②サプライチェーン強靱化、③脱炭素・クリーンエネルギー、④税・腐敗防止の 4 つの分野における各国の関心等について意見交換が行われた。

2022 年 9 月 8 日及び 9 日、米国ロサンゼルスにおいて I P E F 閣僚会合が開催され、全 I P E F パートナー 14 カ国（米国、日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、インド、フィジー）が参加。同会合では、①貿易、②サプライチェーン、③クリーン経済、④公正な経済の 4 つの分野についての閣僚声明が採択され、正式に交渉開始が宣言された。

2022 年 12 月 20 日、I P E F 閣僚会合がオンライン形式で開催され、I P E F において実現すべきベネフィットの内容について意見交換を実施。

4. 二国間関係

4. 1. アジア太平洋各国関係

（1）日本・中国関係

日中国交正常化 50 周年を迎えた 2022 年は、11 月に対面で約 3 年ぶりとなる日中首脳会談が行われた。会談では、環境・省エネや医療・介護・ヘルスケア等の分野での日中間の交流を適切な形で後押しすることで一致すると同時に、透明・予見可能かつ公平なビジネス環境確保の重要性も議論された。

こうした中中国との関係では、経済産業省は、中国に対してビジネス環境整備の要請とビジネス協力の具体化の両輪で政策を展開している。具体的には、輸出管理法・データ関連規制といった国内法制度の予見可能性向上や外商投資規制の緩和等を通じた公正・公平な競争環境の実現を求めるとともに、省エネ環境分野や介護サービス分野等の日中が共通の課題を抱える分野での協力強化に向けた取組も行っている。

ビジネス環境に関しては、2022 年 9 月 5 日に中国商務部との次官級定期協議を開催し、日中経済関係をさらに深化させる観点から、強制技術移転や市場歪曲的な産業補助

金等の是正を始めとする、中国市場の開放や公平、公正なビジネス環境の構築のための実効性のある形での制度の運用を中国側に要請した。

エネルギー分野では、2022 年 12 月 6 日に、経済産業省と中国国家発展改革委員会で「第 2 回脱炭素化実現に向けた日中政策対話」を開催した。日本側からは「クリーンエネルギー戦略」について、中国側からは「第 14 次 5 カ年計画の現代エネルギー体系計画」等を紹介し、相互に関心のある分野の取組について意見交換を行うとともに、本政策対話を来年も開催することで一致した。

また、2023 年 2 月 11 日には、経済産業省、一般財団法人日中経済協会、中国国家発展改革委員会及び商務部の共催で、日中のエネルギー・環境分野の協力プラットフォームである「第 16 回日中省エネルギー・環境総合フォーラム」を開催した。前年度と同様に東京と北京をつないだオンラインでの開催となり、日本側からは、西村経済産業大臣、宗岡日中経済協会会長（当時）ほか、中国側からは、何立峰国家発展改革委員会主任（当時）、李飛商務部部長助理（当時）ほか、約 870 名の官民関係者が参加した。

全体会合では、西村経済産業大臣から、今回のフォーラムの重点として、「脱炭素とエネルギー安定供給確保の両立に向けた日中協力」を挙げ、日本のカーボンニュートラルの実現に向けた取組について紹介を行った。また、現実的なエネルギー・トランジションの推進に向けた日中連携への期待を表明すると同時に、日中経済交流のためにも、透明・公平な事業環境の整備に努める必要性に言及した。

さらに、フォーラムでは、エネルギー・環境分野での日中企業間の協力案件が新たに 17 件創出され、2006 年の第 1 回フォーラムからの累計案件数は 430 件となった。

全体会合に続いて、「エネルギー効率の向上（省エネ）」、「自動車の電動化・スマート化」、「水素」、「水環境対応と汚泥処理」の四つの分科会を開催し、日中双方の政府部門・主要企業等が意見交換を行った。

ヘルスケア分野では、J E T R O と協力し、中国の上海市、天津市、江蘇省、広東省、四川省で「地方都市高齢者産業交流会」を実施し、日本の介護サービス・福祉用具の事業者と中国現地企業とのビジネスマッチングを行った。

（2）日本・韓国関係

2022 年度の日本・韓国間の貿易額は約 11 兆 5,126 億円

(対前年比 11.7%)と過去最大を記録した。また、日本にとって韓国は輸出先として第3位、輸入先として第7位の貿易相手国である。

2022年5月10日、尹錫悦(ユン・ソンニョル)大統領が就任した。尹大統領は、日韓関係を重視している。2022年4月25日、日韓政策協議代表団が、二国間関係について意見交換を行うため日本を訪問し、萩生田経済産業大臣と面会した。

2023年3月6日、韓国政府は、旧朝鮮半島出身労働者問題(以下、「労働者問題」という)に関して、日帝強制動員被害者支援財団が、労働者問題に係る大法院確定判決事案の原告に対して判決金および遅延利息を支給する措置を発表した。

2023年3月16日、尹錫悦(ユン・ソンニョル)大統領が訪日し、日韓首脳会談が行われた。会談では、国交正常化の友好協力関係の基盤に基づき、関係を更に発展させていくことや、首脳間「シャトル外交」の再開等で一致した。

また、日韓両国が共に裨益するような協力を進めるべく、政治・経済・文化など多岐にわたる分野で政府間の意思疎通を活性化していくこと等で一致した。

(3) 日本・モンゴル関係

2022年、日本とモンゴルの外交関係樹立50周年を迎え、数多くの記念事業や経済交流が多数行われた。8月には林幹雄衆議院日本モンゴル友好議員連盟会長を始め議員連盟や民間諸団体・企業等がモンゴルを訪問し、日本モンゴル友好親善団体シンポジウム「大クリルタイ」を開催。また、11月29日には日本を公式訪問中のフレルスフ・モンゴル国大統領と岸田文雄内閣総理大臣との首脳会談を行い、会談終了後には、「日本国とモンゴル国との間の平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ設立に関する共同声明」に署名。翌11月30日には「第10回日本・モンゴル官民合同協議会」を東京で開催し、開会式にはフレルスフ大統領も出席し挨拶を行うほか、本会議の日本側議長である中谷経済産業副大臣からも、外交関係樹立50周年を迎えた両国は自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を共有する戦略パートナーであり、本協議会での議論を踏まえて両国の経済関係がますます発展することを期待するとの挨拶があった。

また、同日、JETRO主催で「日本・モンゴル・ビジ

ネスセミナー」を開催。日本企業よりモンゴルビジネスの魅力や今後の期待などの事例紹介をするほか、両国企業によるネットワーキング交流会を実施した。

(4) 日本・インド関係

2022年9月に、西村経済産業大臣がゴヤル商工大臣と会談を行い、IPEF閣僚会合について意見交換するとともに、2014年に合意した「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を深化させるべく、日印産業競争力パートナーシップの取組、サプライチェーン強靱化に向けた日豪印の「サプライチェーン強靱化イニシアティブ」(SCRI)、日印CEPA等、日印貿易・投資の促進に向けた取組について議論を行った。

2023年2月には、経済産業審議官と印商工省次官が共同議長を務める日印産業競争力パートナーシップ(IJICP)の第5回本会合を東京で開催した。会合では、日印間の産業協力強化に向けて、2022年3月の日印首脳会談時に策定されたIJICPロードマップの下、産業分野別に設置されている物流や中小企業等に係るワーキンググループの進捗を確認し、同首脳会談において合意された今後5年で5兆円の投融資目標の実現に向けて、両国で投資促進含む産業協力、更にはインドにおけるビジネス環境改善を一層推進することで一致した。IJICPは2019年に梶山経済産業大臣とゴヤル商工大臣間で立ち上げに合意した日印の経済連携強化のための次官級の枠組みであり、日本の知見の共有やインドにおけるビジネス環境整備を通じてインドの産業競争力強化を図ることを目的としている。

エネルギー分野では、2022年6月に、萩生田経済産業大臣が、プリ・インド石油天然ガス兼住宅・都市大臣とTV会談を行い、国際エネルギー情勢について議論するとともに、エネルギーセキュリティの確保や産油国への増産働きかけなどの面でエネルギー消費国たる両国が連携することの重要性を確認した。加えて、気候変動にも対応するバランスの取れたエネルギートランジションの実現に向けた協力について議論した。また7月に萩生田経済産業大臣とシン 電力・新・再生可能エネルギー大臣が会談を行い、「日印クリーン・エネルギー・パートナーシップ」に基づく水素・燃料アンモニア等の分野における具体的な協力の進捗を確認し、エネルギートランジション加速化に向けた

両国間の更なる官民連携の重要性を共有した。

2023年3月には岸田総理が訪印し、両首脳が2022年3月に掲げた今後5年間の対印官民投融资5兆円目標に向け、順調に実績が重ねられていること、3,000億円の高速鉄道建設事業の円借款に署名が行われたことを歓迎した。また、2022年3月に発表した「日印クリーン・エネルギー・パートナーシップ」の下で両国の協力を促進していくことで一致するとともに、今般、二国間クレジット制度(JCM)構築に向けた意向を確認するエイド・メモワールに署名が行われたことを歓迎し、早期構築に向け協議を加速させることを確認した。

(5) 日本・豪州関係

豪州とは、2022年10月、西村経済産業大臣とドン・ファレル貿易・観光担当大臣との間で第四回日豪経済閣僚対話を対面で開催。通商分野では、IPEF、CPTPP、RCEP、WTO、サプライチェーンの強靱化等について共に取り組み、インド太平洋地域において連携していく必要性を確認。エネルギー分野では、LNGを始めとした資源・エネルギーの安定供給確保について理解を求めるとともに、「アジア・ゼロエミッション共同体」構想、水素・アンモニアといったクリーンエネルギー分野における協力について議論を行った。対話後には成果文書として、共同声明を発出した。2022年11月には西村経済産業大臣とキング資源大臣兼北部豪州担当大臣が会談。会談では、西村経済産業大臣から石炭・LNGの安定供給へのキング大臣の尽力に敬意を表した。特に、LNGの輸出規制につながる「豪州国内ガス安全保障メカニズム(ADGSM)」制度につき、キング大臣の尽力により、来年の発動は回避されたことについて感謝の意が表され、キング大臣からは、今後万が一の発動でも長期契約には影響しないとの発言があった。また、2022年10月に岸田総理が訪豪した際に締結された、重要鉱物に関するパートナーシップ等に基づく、鉱物資源分野における今後の更なる日豪連携の方向性について議論。加えて、「アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)」構想を実現させ、豪州やASEANの国々とともに、エネルギートランジションを効果的に進めていく方向性につき、大臣間で確認した。2023年1月には西村経済産業大臣は、マガワウン西オーストラリア州首相と会談。会談では、LNGや鉱物資源などエネルギー分野での協力

に関して意見を交わし、今後の更なる進展を期待することで一致。また、西オーストラリア州とも協力しながら、今後の日豪全体の連携を強化していくことを確認した。

(6) 日本・東南アジア関係

(ア) 日本・ASEAN関係

2022年5月30日～6月3日、日ASEANの関係機関の共催を得て、ASEANビジネスの最新状況と今後の可能性を考察する機会として、幅広い分野の産業界や有識者等の協力を得て、「第2回日ASEANビジネスウィーク～toward Innovative and Sustainable Growth～」を開催。その中で、萩生田経済産業大臣より、日ASEAN友好協力50周年(2023年)に対する日ASEAN経済界の機運を高めるため、未来を切り開く共創パートナーとして、日ASEAN経済共創ビジョン検討委員会の開催などの日ASEANの経済関係の目指すべき方向性を策定するプロジェクトを始動することを表明した。

2022年9月18日、日ASEAN経済大臣会合がカンボジア王国にて開催された。今回の会合では、西村経済産業大臣から、この1年間のアップデートとして、「日ASEAN経済強靱化アクションプラン」の進捗や「アジア未来投資イニシアティブ(AJIF)」を紹介し、さらにADX実証やサプライチェーン多元化支援事業等の主立った政府の事業や民間の協業事案などを紹介した。また、日ASEAN友好協力50周年を2023年に迎えることを機に、経済産業省が日ASEANの経済界と共に策定する「日ASEAN経済共創ビジョン」への各国の協力を西村経済産業大臣から呼びかけ、歓迎されるとともに、そのビジョンの内容を反映しつつ、日ASEAN政府で将来のあるべき姿を描き、その達成に向けた具体的な取組を記載した「未来デザイン&アクションプラン」を2023年に策定することでASEAN各国側と一致した。2022年1月10日、インドネシア外交政策コミュニティ(FPCI)、東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)、日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)、及び経済産業省の共催によるオンラインイベントが開催され、萩生田経済産業大臣から、ポストコロナを見据えたアジアでの経済協力の方向性を示す新たなイニシアティブとして、「アジア未来投資イニシアティブ」を発表した。「アジア未来投資イニシアティブ」では、デジタル化の進展等の「イノベ

ーション」の加速、及び、気候変動問題や都市化の進展に伴う交通インフラ等の諸課題を含む都市や地方における「サステナビリティ」の重要性の顕在化といったASEAN地域における変化を踏まえ、①ASEAN各国の実状と向き合い、実効的な解決策を提供する②民間のイノベーションを最大限活用し、持続可能な経済社会の基盤を創る③現地企業との協業などを通じ、日本と各国がパートナーとして地域の未来を共創していく、という3つの理念に基づき、未来志向の新たな投資（未来投資）を積極的に推進していく。

（イ）ASEAN+3（日本、中国、韓国）の取組

2022年9月17日、第24回ASEAN+3経済大臣会合がカンボジア王国にて開催された。今回の会合では、ポストコロナの経済復興に向けて、ASEAN及び日中韓における協力の重要性について議論されるとともに、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）からの中小企業のデジタル化に向けた調査に関する中間報告を踏まえ、中小企業におけるインフラの連結性、市場へのアクセス、デジタルスキル、資金調達能力の格差を縮小するために、デジタルツールやソリューションが重要であることなどの意見交換が行われた。会合での議論を踏まえ、共同メディア声明が発出された。

（ウ）ASEAN+8（日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド、米国、ロシア）の取組

2022年9月17日、第10回東アジア経済大臣会合がカンボジア王国にて開催された。ポストコロナの地域経済の回復に向けた方策や、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）からのプレゼンを踏まえ、デジタル技術を活用し、循環経済を実現していくことの重要性などが議論されるとともに、ASEANメディア声明が発出された。

（エ）東アジア・アセアン経済研究センター

東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）は、「経済統合の深化」、「発展格差の縮小」、「持続可能な経済成長」を柱に、東アジア経済統合推進のための政策研究・提言を行う国際機関として2008年6月に設立。経済産業省はERIAと連携してASEAN及び東アジアの経済統合を支援している。

2022年、ERIAはASEAN議長国であるカンボジア、G20議長国であるインドネシアに対して知的協力機関として、貿易投資、デジタル分野エネルギー等幅広い分

野における支援を実施。

2022年9月、アジアの経済統合の深化・格差の是正の達成に向けたハード・ソフトのインフラ開発・産業振興を一体的に進めるための戦略であるアジア総合開発計画（CADP）3.0を東アジア経済大臣会合で発表。2015年公表のCADP2.0から、地域の発展段階の変化、技術トレンドを踏まえアップデートを行い、3.0は「地域統合」、「イノベーション」、「包摂性」、「持続可能性」を軸に策定された。

また、同会合において、CADP3.0に基づいて東アジア地域のデジタル経済化、持続可能な経済成長を実現するため、新たに「ERIAデジタルイノベーション・サステナブルエコノミーセンター」を立ち上げることを発表し、11月の東アジア首脳会合の共同声明で各国から歓迎された。

2022年11月の東アジア首脳会合では、ERIAが策定した「デジタル化による東アジアの統合的、革新的、包括的かつ持続可能な地域（An East Asia Post Pandemic An Integrative, Innovative, Inclusive, and Sustainable Region through Digitalisation）」に留意することが議長声明において言及された。

エネルギー分野では、2022年9月にASEAN議長国であるカンボジアと第5回東アジアエネルギーフォーラムを開催し地域のエネルギー安全保障について議論した。また、2022年1月に岸田総理が提唱した「アジアゼロエミッション共同体（AZEC）」構想の実現に向けて、各国と連携して「ASEAN諸国の脱炭素シナリオ」を策定し、2023年3月に開催された第1回AZEC閣僚会合の開催に貢献。

（オ）その他の二国間関係

（A）日本・インドネシア関係

2022年5月、萩生田経済産業大臣がAPEC貿易担当大臣会合に出席。その際、ルトフィ商業大臣と会談を行った。G20、RCEP等などの通商政策に加え、日インドネシア二国間経済関係の強化に向けて、「アジア未来投資イニシアティブ」に基づく日本としての取組、インドネシアにおける事業環境の整備など幅広く個別の産業政策、インド太平洋経済枠組み（IPEF）等について意見交換を実施。

2022年6月、細田経済産業副大臣は、アグス工業大臣と会談を行った。会談では、アグス工業大臣と、日インドネ

シア二国間経済関係の強化に向けて、「アジア未来投資イニシアティブ」に基づく日本の取組を紹介するとともに、日インドネシアのサプライチェーンの強靱化等に向けて自動車産業や鉄鋼産業など個別の産業政策等について意見交換を実施。2022年7月、萩生田経済産業大臣は、アイルランガ経済担当調整大臣及びアグス工業大臣と会談を行った。会談では、日インドネシア二国間経済関係の強化に向けて、日インドネシアのサプライチェーンの強靱化等に向けた自動車産業や鉄鋼産業など個別の産業政策や、アイルランガ大臣と1月の会談で設置に合意した官民経済対話等について意見交換を実施。

2022年9月、西村経済産業大臣はアイルランガ経済担当調整大臣、アグス工業大臣と会談を同月に2度行った。会談では、IPEFでの連携強化のほか、鉄鋼輸入制限措置の撤廃について働きかけるとともに、日尼EPAや、自動車分野等の幅広い政策について議論し、引き続き連携していくことを確認。

2022年9月、西村経済産業大臣は、ルフット海洋・投資担当調整大臣と会談を行った。会談では、「アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)」構想についての協力や、IPEFでの連携強化、自動車・二輪の電動化について意見交換を実施した。

2022年9月、西村経済産業大臣は、プアン国会下院議長と会談を行った。会談では、日尼EPAやIPEFなどの通商政策における意見交換や、エネルギー分野での協力について議論した。

2022年9月、西村経済産業大臣は、アリフィンエネルギー鉱物資源大臣と会談を行った。会談では、「アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)」構想下での連携を確認し、二国間エネルギー分野での具体的な協力案件について意見交換を行った。

2022年10月と2023年3月の2度にわたり、西村経済産業大臣は、ゴーベル国会副議長と会談を行った。会談では、二国間の協力関係の重要性について確認し、エネルギーや自動車分野での協力事業についての継続的な連携について意見交換を行った。両国で連携していくことが非常に重要である旨を伝達。また、本年は日インドネシア国交樹立65周年、日ASEAN友好協力50周年であり、今後の更なる日インドネシア二国間経済関係の強化に向けて、意見交換を実施。

2023年3月、西村経済産業大臣は、アリフィンエネルギー鉱物資源大臣と会談を行った。会談では、「アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)」構想への協力についての確認のほか、二国間の協力案件について進捗の確認や今後の連携について意見交換を行った。

(B) 日本・シンガポール関係

2022年5月、萩生田経済産業大臣は、APEC貿易大臣会合に出席した。その際、ガン・キムヨン貿易産業大臣と会談を行い、CPTPP、RCEP等の通商政策に加え、日シンガポール二国間の経済関係強化に向けて、「アジア未来投資イニシアティブ(AJIF)」に基づく日本としての取組やエネルギー分野での協力、インド太平洋経済枠組み(IPEF)等について意見交換を実施した。

2022年5月、萩生田経済産業大臣とタン・シーレン第二貿易産業大臣兼人材開発大臣との会談を実施。会談では、AJIFに基づく取組の具体化へ向けた協力の他、就労ビザの発給要件、エネルギー分野での協力等、幅広い分野で意見交換を行った。

2022年9月、西村経済産業大臣は、G20エネルギー移行大臣会合に出席し、その際、シンガポールのタン・シーレン第二貿易産業大臣との会談を実施。会談では、「アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)」構想を始めとするエネルギー分野における二国間協力について議論を行ったほか、通商関係や二国間経済関係についても意見交換を実施。

2022年9月、西村経済産業大臣はIPEF閣僚会合に出席した。その際にガン・キムヨン貿易産業大臣と会談を行い、IPEF、CPTPP、RCEPを始めとした通商関係、日ASEAN経済共創ビジョンの策定やエネルギー分野における協力を通じ、二国間関係を更に深化させていくことを合意した。

2022年11月、西村経済産業大臣はシンガポールへ出張し、ガン・キムヨン貿易産業大臣、ゴー・チョクトン名誉上級相兼通貨監督庁議長(前首相)、タン・シーレン第二貿易産業大臣兼人材開発大臣と会談した。ガン大臣の会談では、IPEFに関する今後の進め方や、CPTPP、RCEPといった経済連携協定に関する現況や課題について、ゴー名誉相との会談では、IPEF、CPTPP及びRCEPといった通商政策や、インド太平洋地域情勢等について、タン大臣との会談では、AZEC構想を始

め、水素・アンモニアといったクリーンエネルギー分野における協力や日シンガポール間での起業家ネットワークの構築へ向けた取組等について意見交換を行った。

2023 年 3 月、西村経済産業大臣は A Z E C 閣僚会合の議長を務め、その際にガン・キムヨン貿易産業大臣との会談を行った。会談では、水素・アンモニア分野における両国企業間の協力を歓迎するとともに、L N G のトランジション燃料としての重要性を確認し、今後幅広いエネルギー分野のサプライチェーン構築に向けて協力を強化することで一致した。また、アジアにおけるカーボンニュートラル実現を支えるファイナンスの在り方について議論した。

(C) 日本・ベトナム関係

2022 年 5 月、萩生田経済産業大臣は、訪日中のファム・ビン・ミン筆頭副首相と会談し、2022 年 1 月に発表した「アジア未来投資イニシアティブ (A J I F)」について意見交換し、このイニシアティブの下で、日ベトナム両国の経済関係を更に発展させていくことを確認した。

2022 年 8 月、西村経済産業大臣とグエン・ホン・ジエン商工大臣との間で第 5 回「日ベトナム産業・貿易・エネルギー協力委員会」を開催し、「アジア未来投資イニシアティブ (A J I F)」に基づき、サプライチェーンの強靱化、デジタル技術の活用、エネルギートランジションの実現等に向けて、二国間の協力を更に強化していくことを確認した。また、日ベトナムの更なる経済関係の強化に向けて、閣僚間で協力の方向性を確認し、共同閣僚声明とファクトシートの発出に合意した。

(D) 日本・タイ関係

2022 年 4 月、萩生田経済産業大臣は、訪日中のスパッタナポン副首相兼エネルギー大臣と会談し、2022 年 1 月に発表した「アジア未来投資イニシアティブ」に基づく、サプライチェーンの強靱化に向けた取組や、デジタル技術を活用した社会課題の解決につながるプロジェクトの支援などの具体的な投資支援策や、タイのカーボンニュートラルに向けた現実的なエネルギートランジションへの協力など、日タイ両国の経済関係を深めるための様々な意見交換を行った。

2022 年 5 月、A P E C 貿易担当大臣会合 (M R T) がタイで開催され、萩生田経済産業大臣が出席。

チュリン副首相兼商務大臣との会談では、コロナ後の持続可能で強靱な経済回復に向けた A P E C の結束及び本

会合の成功について認識の共有を行ったほか、「アジア未来投資イニシアティブ」に基づく日本としての取組、インド太平洋経済枠組み (I P E F)、R C E P などの通商問題、二国間の経済協力推進、高専を通じた人材育成協力について議論を行った。

スパッタナポン副首相兼エネルギー大臣との会談では、エネルギー安全保障の強化とカーボンニュートラル実現の両立に向けたクリーンエネルギー・トランジションの加速化や、インド太平洋経済枠組み (I P E F) 等について意見交換を行った。萩生田経済産業大臣から、「アジア・ゼロエミッション共同体」構想の実現に向けて協力していきたい旨を伝え、その協力を推進していくことで一致した。

2022 年 7 月、訪日中のアネーク高等教育・科学・研究・イノベーション大臣と会談し、2022 年 1 月に発表した「アジア未来投資イニシアティブ」に基づく具体的な取組として、日泰企業の共創によるイノベーション創出へ向けた連携の確認や、タイ高専と日系企業の連携推進、来年の日 A S E A N 友好協力 50 周年に向けた協力など、日タイ両国の経済関係を深めるための様々な意見交換を行った。

2022 年 9 月、A P E C 中小企業大臣会合がタイで開催され、里見経済産業大臣政務官が出席。

スパッタナポン副首相兼エネルギー大臣との会談では、「アジア・ゼロエミッション共同体」構想実現に向けたエネルギー分野における協力等を中心について意見交換を行った。

2022 年 9 月、西村経済産業大臣は、スパッタナポン副首相兼エネルギー大臣を表敬し、エネルギー安全保障の強化とカーボンニュートラル実現の両立に向けたクリーンエネルギー・トランジションの加速化や、アジア未来投資イニシアティブに基づく取組の推進等について意見交換を行った。会談では、タイの B C G 経済モデルとグリーントランスフォーメーションを通じて経済成長を目指す我が国の方針がシナジーを発揮できるものであると確認するとともに、西村経済産業大臣から、「アジア・ゼロエミッション共同体」構想の実現に向けた協力を始め、日タイの「共創」を理念とする協力を今後とも進めていきたい旨を伝え、その協力を共にともに推進していくことで一致した。

2022 年 11 月、西村経済産業大臣は、A P E C 閣僚会議への出席に際して、タイを訪問。

スパッタナポン副首相兼エネルギー大臣との会談では、

カーボンニュートラルに向けた今後のエネルギー分野における協力や、日タイ企業連携案件の創出等について意見交換を行った。西村経済産業大臣から、「アジア・ゼロエミッション共同体」構想の実現に向けて協力していきたい旨を伝え、その協力を推進していくことで一致した。加えて、西村経済産業大臣とスパッタナポン副首相兼エネルギー大臣との間で、LNG分野への共同での投資や緊急時協力を盛り込んだ協力覚書（MOC）に署名した。

スリヤ工業大臣との会談では、タイ製造業のデジタル化促進に向けた人材育成の重要性を始め、日本企業の投資案件促進など、アジア未来投資イニシアティブに基づく取組について意見交換を行った。会談直後には、スリヤ工業大臣とともに日タイ両国政府共催セミナー「日・タイ連携による産業DXの推進」に出席し、「インダストリー4.0の実現のための人材育成に関する協力枠組」の文書交換を行った。

2022年11月、APEC閣僚会議がタイで開催され、西村経済産業大臣が出席した。

チュリン副首相兼商務大臣との会談では、APECの成功に向けて協力していく旨を述べたほか、来年の日ASEAN友好協力50周年に向けた日ASEAN経済共創ビジョンの策定等の連携強化や通商問題等について議論を行った。

2023年1月、西村経済産業大臣は、訪日中のスリヤ工業大臣と会談し、サプライチェーンの強靱化、新ビジネスの創出を担うスタートアップの育成、スマート保安、水素の生産・利用等の分野で意見交換を行い、幅広い分野で両国の協力関係を深化させていくことを確認した。

2023年3月、西村経済産業大臣は、訪日中のスパッタナポン副首相兼エネルギー大臣と会談し、タイの国家エネルギー計画策定に向けた支援や、2022年11月に締結したLNGに関するMOUに基づく連携について議論した。加えて、CCUSの技術協力に関するMOCを新たに締結した。また、日ASEAN双方のスタートアップと大企業との協業によるオープンイノベーション創出を後押しするため、タイ投資委員会及びエネルギー省とともに、PTT（タイ石油公社）グループとの共催による「ファストトラック・ピッチ」をバンコクにおいて早期に開催することに合意した。

（7）日中韓関係

2022年10月27日に、「第15回日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」を韓国で開催した。このフォーラムはコンテンツ政策や動向に関する継続的な情報交換及び各国産業界間のビジネスチャンス創出を目的として、2002年より開催されており、今回の会合では、日中韓の文化コンテンツ産業の交流と協力、特に、没入型コンテンツ市場の現状と相互の交流や協力方策に関して議論を行った。また、日中韓三国は、各国の文化コンテンツオンラインプラットフォームに基づき、市場動向に関する情報等を共有し、企業によるビジネスチャンスの創出を支援する役割を担うことに合意するとともに、没入型コンテンツ制作の源となる、異なる文化コンテンツ分野のIP活用や協業を含め、企業間のビジネスマッチング、プロジェクトピッチングなど、人的交流の機会提供を拡大することで合意した。

2022年11月29日には「第22回日中韓特許庁長官会合」がオンライン形式で開催された。この会合は、日本国特許庁と中国国家知識産権局（CNIPA）、韓国特許庁（KIPO）が2001年より三カ国持ち回りで開催されているものであり、今回の会合では無効審判審決に係る比較研究の取りまとめを確認する等、三庁間での協力について議論した。

さらには、「カーボンニュートラル達成へ向けた知財制度の貢献」をテーマとした日中韓特許庁シンポジウムをオンライン形式で開催し、日中韓の各庁担当者が講演を行った。

4. 2. 米州関係

（1）日本・アメリカ関係

（ア）米国政府との協力

2022年度は両国間の往来の活発化を受け、首脳及び経済産業大臣の米国との会談や接触の機会が多く持たれた。

2022年5月には、訪日したバイデン大統領と岸田総理との間で会談し、両首脳は日米首脳共同声明「自由で開かれた国際秩序の強化」を発出した。また、併せて前年4月の日米首脳会談において合意した、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」（以下「コアパートナーシップ」という。）のもと、日米両国の競争力・強靱性の強化のため、最先端半導体の開発を含む、経済安全保障の確保に向けた協力を強化していくことで一致した。

さらに、両首脳は2022年1月に立ち上げに合意した、閣僚レベルの日米経済政策協議委員会（Japan-U.S. Economic Policy Consultative Committee、いわゆる経済版「2+2」）。以下『経済版「2+2」』という。）を同年7月に開催することでも一致した。これを受け、同年7月29日に米国において経済版「2+2」の閣僚級会合が行われ、日本からは萩生田経済産業大臣及び林外務大臣が、米国からはブリンケン国務長官及びレモンド商務長官が出席し、①ルールに基づく経済秩序を通じた平和と繁栄の実現、②経済的威圧と不公正・不透明な貸付慣行への対応、③重要・新興技術の育成・保護、④サプライチェーンの強靱化について議論を行った。また、会議終了後、「経済安全保障とルールに基づく秩序の強化」と題した共同声明及び行動計画を発出した。

コアパートナーシップへの合意を受け、経済分野における日米連携を深化させる機運が高まる中、日米の経済分野での幅広い連携の深化・具体化に向けて、2021年11月に当省・商務省の閣僚級による日米商務・産業パートナーシップ（Japan-U.S. Commercial and Industrial Partnership、以下「JUCIP」という。）が立ち上がった。JUCIPは、2022年5月に萩生田経済産業大臣の訪米にあわせ、第1回閣僚級会合を開催し、レモンド商務長官と半導体、輸出管理等についての両国の協力の進展と今後について議論を行い、会合の成果としてファクトシートを公表した。

また、2021年11月に立ち上げられた、経産省・外務省・米国USTRの局長級による日米通商協力枠組み（Japan-U.S. Partnership on Trade（JUSPOT））は2022年8月に第2回、2023年2月に第3回会合がそれぞれ開催され、インド太平洋地域における日米通商協力の強化やグローバル・アジェンダに関する日米協力の観点から、第三国の貿易慣行、労働、デジタル、マルチ協力等について議論が行われた。

2022年度は経済産業大臣による訪米が4度（5・7・9・1月）に渡り行われ、特に2023年1月の訪米において、西村経済産業大臣は、4人の関係閣僚（レモンド商務長官、マヨルカ国土安全保障長官、タイ通商代表及びグランホルム・エネルギー長官）との面談を行ったほか、我が国がG7の議長国となることも踏まえ、シンクタンク（戦略国際問題研究所（CSIS））において「幻想を乗

り越えた先の新しい世界秩序」をテーマに講演を行い、「自由で開かれたインド太平洋」に向け、経済安全保障の強化、同志国連携の強化、抑止力の強化を訴えた。

（イ）米国インフレ削減法への対応

米国では、2022年8月、気候変動対策や医療保険制度改革、税収強化等に主眼を置いた、歳出規模4,370億ドルのインフレ削減法（IRA）が成立した。このうち気候変動分野においては、電気自動車や再エネ等への税額控除・補助金を通じた国内投資促進を図っている。同年11月、日本政府は、IRAにおけるEV税制優遇は、北米地域やFTA締結国といった、特定地域内での調達・加工・組立要件を課しており、有志国との連携の下で強靱なサプライチェーンを目指す全体戦略と整合的ではないとのコメントを米国政府に提出した。

その後、2023年3月には、富田浩司駐米日本国特命全権大使とタイ通商代表との間で、「重要鉱物のサプライチェーンの強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（日米重要鉱物サプライチェーン強化協定）の署名が行われ、この署名により同協定が発効した。本協定はEVバッテリーの生産に不可欠な重要鉱物について、持続可能で衡平なサプライチェーンの確保に向けた協力の強化を通じ、IRAの目的達成に資するとともに、日米、さらには同志国との連携による強靱なサプライチェーンの構築を目指すものである。本協定の発効を受け、同月米国財務省が公表したIRAの規則改正案では、日本はIRA上のFTA締結国と位置づけられた。

（ウ）米国通商拡大法第232条への対応

米国政府は、トランプ前大統領政権下において措置した鉄鋼・アルミ製品への追加関税を継続している。日米間の協議の結果、2022年4月以降、日本の鉄鋼製品に対する非関税枠が適用されているが、日本は米国に対し、様々な機会を利用して、本措置の完全撤廃について働きかけている。

なお、通商拡大法第232条に基づく調査のうち、2021年9月に調査を開始したネオジム磁石について2022年9月に調査報告書が公表され、「国家安全保障上の脅威はある」とされたが、実際の措置は発表されなかった。

（エ）日米貿易投資関係の更なる発展に向けた取組

過去半世紀にわたり、日米両国の製造業は国境を越えるサプライチェーンの深化を通じて競争力を涵養してきた。財務省の統計によると、日本からの対米直接投資残高は

年々増加し、2022 年末では日本の対外直接投資残高全体の約 35%に相当する 90.1 兆円に達した。また、米国商務省の統計では日本の米国における対内直接投資残高は 2022 年末時点で 7,752 億ドル（最終的な実質所有者（U B O: Ultimate Beneficial Owner）ベース）で、日本は米国にとって国別で最大の投資元となっている。

在米日系企業による米国内の雇用者数は 96.3 万人（世界 2 位）であり、このうち製造業の雇用者数は 53.3 万人（世界 1 位）である（2021 年・米国商務省統計）。

日系企業は、全米各地で研究開発分野への投資を活発に行い、イノベーションの源泉としてきた。同じく米国商務省によると、日系企業による米国内での研究開発費は年 126.3 億ドルであり、これは、世界 2 位である（2021 年）。

こうした日系企業の活動を後押しするため、当省としては、J E T R O を通じて、①州知事等への個別アプローチ、②対米投資促進のためのセミナー開催、③両国企業の現地でのマッチングイベント開催等に取り組んでいるところである。

また、米国商務省が主催する投資イベントであるセレクト U S A サミット等を活用し、日米間の貿易投資を通じたつながりが両国経済に利益をもたらすことを、積極的に P R している。

2022 年度は往來の活発化を受け、ノースダコタ州、ネブラスカ州及びルイジアナ州知事、カリフォルニア州副知事やヒューストン市長等、多くの地方政府の首長等が当省を訪れ、西村経済産業大臣、中谷経済産業副大臣、里見経済産業大臣政務官をはじめとした当省幹部と面談を行い、地方政府との関係強化が進展した。

（２）日本・カナダ関係

カナダでは、第三次トルドー内閣の下、国連、G 7、G 2 0、W T O 等の多国間の枠組みを活用した多国間外交を展開しつつ、貿易関係の多様化、気候変動に配慮したエネルギー開発等の課題に取り組んでいる。

日本とカナダは基本的価値を共有する G 7 のメンバーかつアジア太平洋諸国の一員として良好な関係にある。カナダ政府は近年、インド太平洋地域への関与を強めており、2022 年 10 月の日加外相会談では、日加両国が共有するビジョンである「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた具体的取組を進めるための「自由で開かれたインド太

平洋に資する日加協力のアクションプラン」を発表した。また、2023 年 1 月の日加首脳会談では、同アクションプランの着実な実施を通じて連携を強化していくことが確認された。

2022 年度は、対面・電話会談の形式を合わせて計 3 回（6 月、7 月、1 月）、日加首脳会談が行われた。会談では、優先協力 6 分野に関して今後両国が具体的で力強い協力・連携を更に進めていくことで一致するとともに、C P T P P についても率直な議論を行い、同協定のハイスタンダードを維持する重要性を確認するとともに、引き続き緊密に連携していくこと、エネルギーや食料を含む経済分野で協力関係を強化すること、経済的威圧への対応を含む経済安全保障分野や開発金融分野においても連携していくこと等で一致した。

閣僚レベルでも、カナダのイン・国際貿易・輸出促進・小規模ビジネス・経済開発担当大臣は 2022 年度に 3 度（5 月・9 月・12 月）、シャンパーニュ・革新・科学・産業大臣は 2 度（7 月・9 月）にわたり経済産業大臣と面談した（2022 年 7 月までは萩生田経済産業大臣、同年 9 月以降は西村経済産業大臣）。ウィルキンソン・エネルギー天然資源大臣は 2022 年度に 2 度（9 月・1 月）、中谷経済産業副大臣と面談した。カナダ側のそれぞれの担当大臣と C P T P P や W T O 改革における連携、A I ・量子技術等の研究開発協力や自動車部門の脱炭素化、L N G や重要鉱物を含むエネルギー安全保障の強化等について幅広く意見交換を行い、共通の価値観を有する両国の連携を一層強化していくことが確認された。なお、2022 年 11 月に公表されたカナダの「インド太平洋戦略」では、同国のインド太平洋地域への積極的な関与が示された。西村経済産業大臣は、同年 12 月のイン大臣との面談において、同戦略を歓迎し、日加両国は共通の価値観に基づき、権威主義国家による国際秩序への挑戦や経済的威圧に協力して取り組むことの出来る重要なパートナーである点及びカナダが重要鉱物を含むエネルギー資源の安定供給の担い手としてサプライチェーン強靱化のパートナーでもあり、今後も協力を深化させたい旨述べた。

また、近年は特に A I や量子技術といった先端技術を有する日加両国の企業活動が活発化している。経産省は、独立行政法人日本貿易振興機構（J E T R O）を通じてこれらの分野を含む企業の相互進出・連携を後押ししている。

2022 年度は、対日投資促進の枠組みを活用したカナダ企業への日本進出支援や、オープンイノベーション促進を目的としてカナダ・スタートアップ向けに日本企業がプレゼンを行うリバーズピッチ・イベントの実施、また、2022 年 6 月にトロントで開催されたテック系スタートアップ展示会「Collision2022」における日系スタートアップの広報・マッチング支援等を行った。加えて、2023 年 3 月にはカナダを訪問する官民のバッテリーミッションが実施され、蓄電池のサプライチェーン構築に向けた協力の可能性について議論された。

（３）日本・中南米関係

中南米地域は、6 億人超の人口を擁し、巨大な消費市場や中間所得層も多く、日本の高付加価値製品の輸出先として魅力的であるとともに、労働生産人口も比較的若く、また安価な労働力を活用した生産拠点としての役割も担う。2020 年 7 月の U S M C A の発効や、2023 年 4 月に発効予定である「米国インフレ削減法（I R A）による電気自動車の購入支援策」を背景に、日系企業は、北米自動車市場を取り込むべく、メキシコを中心に生産移管（ニアショアリング）の動きが顕著となっている。また、中南米地域は気候変動対策やデジタル関連産業の基盤を支えるリチウム、銅等の重要鉱物の主要供給源であるとともに、大豆、とうもろこし、鶏肉を始めとする食糧資源の供給源として、エネルギー、食糧、経済安全保障及びグローバル・サプライチェーンの観点からも我が国にとって重要な地域であるとともに、日本企業の潜在的な参入先、進出先としても有望な地域でもある。

これらを踏まえて、補正予算を利用することでグローバル・サプライチェーン強靱化やビジネス環境の整備を図る。

（ア）日本・メキシコ関係

ロペス・オブラドル大統領率いる現政権は、メキシコにおける第 4 次変革の取組として、汚職撲滅、格差是正、治安改善等を中心とする主要政策の発表により、国民からの高い支持を得ている。経済政策は、大規模なインフラ開発やエネルギーナショナリズムの復権等に注力。また、移民問題や U S M C A の解釈を始めとする対米関係に課題を抱えており、今後の対応が注目されている。

二国間の要人往来については、2022 年 7 月、10 月には平井経済産業審議官とデ・ラ・モラ経済省通商担当次官が

二国間関係について意見交換を行い、2022 年 12 月には平井経済産業審議官とエンシナス経済省通商担当次官が二国間関係について意見交換を行った。

（イ）日本・ブラジル関係

2023 年 1 月にルーラ政権が誕生し、日本とブラジルは引き続き政治レベルで良好な関係を構築している。

二国間経済関係では、2022 年 9 月に日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会が開催され、新型コロナウイルス感染症、米中対立、ウクライナ侵略など地球規模で取り組むべき共通のテーマに軸足が移るとともに、さらには工業先進国（産業構造展開・経済改革）を目指すブラジルと、新たな経済関係強化に向けた在り方を議論した。また、同月に日伯科学技術協力合同委員会がオンラインで実施された。さらに、ブラジルには多くの日本企業が進出しているところ、ブラジル産業財産庁の特許審査の迅速化が課題になっている。そのため、相手国の特許審査結果を活用し審査を迅速化する特許審査ハイウェイ（P P H）を 2017 年より試行的に開始していた。これまでブラジルへの P P H 申請は、一出願人あたり 1 ヶ月 1 件に制限されていたところ、現在は週 1 件の申請が可能となっている。

（ウ）日本・アルゼンチン関係

フェルナンデス大統領は、政策方針として、債務返済、為替の安定、金融市場への復帰、インフレ抑制を掲げ、経済の立て直しを図っている。

二国間経済関係では、2019 年に日本アルゼンチン間で、水素に関する協力覚書を締結しているところ、2022 年 7 月 26 日の日亜政策協議において、「戦略的パートナーシップ」に基づく二国間関係や、ビジネス環境整備を含む幅広い分野の協力や国際場裡における協力等について協議した。

（エ）日本・チリ関係

2022 年 3 月に発足したボリッチ政権は、新自由主義政策の修正を掲げ、年金・保険制度改革や富裕層への課税強化等社会格差の是正を重視している。また、2021 年 7 月制憲議会が発足し、新憲法草案の承認の是非を問う国民投票が否決されたことで 2 度内閣改造を行っている。また、2022 年 8 月、9 月にはチリ政府関係者等を対象とした「水素実務担当者の受入研修」を日本で開催し、水素の利活用に関するワークショップやサイトビジットを実施した。

2022 年 9 月に水素閣僚会議においてパルドウ・エネルギー

一大臣はビデオメッセージで、グリーン水素経済の形成に参画し、持続可能な水素市場を形成する旨述べた。

二国間の要人往来については、2022 年 11 月、中谷経済産業副大臣が、訪日したFREY元大統領らと会談し、両国における経済関係の強化、再生可能エネルギーの協力の可能性等について意見交換を行った。なお、FREY元大統領らは、2022 年 11 月の日智経済委員会に出席しており、クリーン・エネルギー等の二国間で取り組むべき課題について講演を行った。

（オ）日本・コロンビア関係

2022 年 8 月に発足したペトロ政権は、治安の改善、汚職行為の抑止、環境保護、再生可能エネルギーの促進などを優先的に取り組んでいる。特に武装組織との和平交渉で一定の成果を上げた。また、2022 年 9 月に水素閣僚会議にベレス・スアンテスエネルギー大臣が出席し、一部の製油所の脱炭素化の取組や輸送システムの持続可能なものにする旨述べた。また、日本企業のビジネスチャンス拡大とともに、コロンビアの社会解決、イノベーション創出等を目指し、「コロンビアデザイン制度（グッドデザイン賞）導入事業」を実施。2023 年 2 月、3 月にはコロンビアに専門家を派遣し、コロンビア政府関係者等に対しデザイン政策に関する研修、グッドデザイン賞導入に向けたワークショップを開催した。

二国間の要人会談については、2022 年 10 月には平井経済産業審議官がアンヘラ・ドゥラン駐日コロンビア臨時代理大使の表敬を受け、二国間経済協力等について意見交換を行った。

4. 3. 欧州・ロシア関係

（1）日本・欧州関係

欧州連合（EU）は、27 国が加盟、人口約 4 億 5 千万人、GDP は世界全体の 2 割近くを占める政治・経済統合体である。EU は、域外に対する統一的な通商政策を実施する世界最大の単一市場であり、単一通貨のユーロには、20 国が参加している。我が国と EU は、民主主義や人権、法の支配といった基本的価値観を共有する戦略的パートナーである。

EU との間で、良好な経済関係を維持することは、日欧双方及び世界経済の発展のために不可欠であり、2019 年 2 月に発効した日 EU 経済連携協定（EPA：Economic

Partnership Agreement）を通じた日欧経済関係の強化やグローバルな課題に対する日欧共同での取組は、近年、更に重要となっている。

2022 年 5 月には、岸田総理とミシェル欧州理事会議長及びフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長との間で、日 EU 定期首脳協議を東京で行い、ロシアによるウクライナ侵略に対する対露制裁やウクライナへの支援、自由で開かれたインド太平洋、日 EU グリーン・アライアンスの下での気候変動対策、経済安全保障、エネルギー、食糧安全保障、日 EU 関係及び中国や北朝鮮、イランなど地域情勢について意見交換を行い、共同声明及び「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」を始めとした貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト、データ利活用、インフラ等幅広い分野にまたがる日 EU 間のデジタル分野の包括的協力枠組みである、デジタル・パートナーシップの立ち上げを発表、その他、EPA の一層有効な活用や新型コロナウイルス感染症など国際社会が直面する課題など幅広い分野について意見交換を行い、日 EU 間の連携を確認した。

（ア）日 EU 間の通商政策・産業政策に関する対話・協力の仕組み

（A）日 EU ビジネス・ラウンド・テーブル（BRT）

日・EU の双方の主な民間企業の CEO が参加する日 EU 産業界の対話・両政府への政策提言の場として、1999 年に日 EU・BRT が設置された。2022 年 11 月に第 24 回会合を、経済産業省からは中谷経済産業副大臣が参加しつつ、東京での対面開催と東京とブリュッセルの会場をオンラインでつなぎ開催した。本会合では中谷経済産業副大臣から、日 EU デジタル・パートナーシップを踏まえたデジタル協力の推進、日 EU グリーン・アライアンスを踏まえたカーボンニュートラル実現に向けた協力、グローバルサウスなど第三国の持続可能な経済成長に向けた連携および貿易分野における日 EU 間の協力の重要性等について述べた。

（B）日 EU ハイレベル産業・貿易・経済対話

2018 年 7 月の第 25 回日 EU 定期首脳協議における両首脳共同声明において、日 EU ハイレベル産業・貿易・経済対話を設立すること及びその第一回会合を 2018 年末までに開催するとの決定がなされた。これを受け、同 10 月に、世耕経済産業大臣及び河野外務大臣を日本側共同議長、カ

タイネン欧州委員会副委員長をEU側議長として、第一回会合を東京で開催。国際貿易における課題、エネルギー・環境・気候変動に関連した経済の転換、国際的な投資と連結性に関するイニシアティブ、デジタル経済の4分野に特に焦点を当て、議論を実施。

2022年10月に、西村経済産業大臣及び林外務大臣を日本側共同議長、ドンブロフスキス上級副委員長をEU側議長として、第二回会合をオンラインで開催。ロシアによるウクライナ侵略を受けてサプライチェーンの混乱や物価上昇等の現下の国際経済の重要課題に対応するにあたって、日EUの連携を一層深めることを確認し、経済政策の協調、サステナブルファイナンス、レベル・プレイング・フィールド（公平な競争条件）確保と経済安全保障上の課題への対処、グローバルな経済課題への対応の4分野に焦点を当て、議論を実施。

(C) 日EU産業政策対話

日EU間の産業政策やビジネス環境整備推進等に関する意見交換、及び、産業協力の進展のレビューを目的に、「日EU産業政策対話」を開催している。本会合の下、個別の政策課題に関して、ワーキンググループを設置し、議論を実施している。化学WG、基準・認証WG、気候変動・環境WG、自動車WG、ロボットWGの5つのWGが活動しており、2022年度は、基準・認証WG、気候変動・環境分野WG、自動車WGの3つのWGが開催され、日EU双方の政策の最新動向を紹介し、日EUの協力の可能性について議論が行われ、2022年12月には、第24回会合をブリュッセルにて開催し、産業政策、経済安全保障、ビジネスと人権及び第三国協力のほか、5つのワーキンググループの進捗状況等の報告等を実施した。

(D) 日EU経済連携協定

2019年2月に発効した本協定の下に、10分野の専門委員会・2分野の作業部会が設置され議論を行っている。2022年9月には外務省経済局長、マーティン＝プラット欧州委員会貿易総局・総局次長を共同議長として、合同委員会中間レビュー会合がテレビ会議形式で開催され、日EU・EPAの適正かつ効果的な運用を確保するための議論を実施した。

(E) 日欧産業協力センター

1986年に開催された日EC閣僚会合における通商産業省（当時）と欧州委員会との合意に基づき日欧産業協力セ

ンターが設立され、1987年より事業を開始した。日本とEUの貿易・投資活性化、経済関係の緊密化を目指し、日EUにおける産業協力を促進するため、以下の事業を実施している。

(a) セミナー事業

日EUの経済連携の深化に向けて、日・EU双方が関心を有する個別政策分野ごとにセミナーを実施。

(b) 日EUビジネス・ラウンド・テーブル事務局業

2022年11月、第24回日EU・BRT会合を東京での対面開催と東京とブリュッセルの会場をオンラインでつなぐオンラインハイブリット形式で開催し、本会合の事務局を担当。

(c) 研修生派遣事業（Vulcanus Program）

日EU間の人的交流の活発化を通じて産業協力を推進すべく、理工系の学部学生・大学院生を相互に派遣し、企業において研修を実施。1996年度の事業開始以来、EU諸国へ派遣した学生数は計495名に達している。

(d) 政府調達市場透明性向上事業

我が国政府調達市場の透明性向上に資する事業として、地方自治体等の調達情報を中小企業庁の官公需ポータルサイトを通じて、英語で提供した。

(イ) 日欧二国間関係

日欧二国間では、EU主要国を含む各国との閣僚レベルでの往来や、事務レベルでの定期協議等を通じて、関係の強化を図っている。

(A) 日仏関係

2022年5月のフランス大統領選でマクロン大統領が再選された直後の6月1日に日仏首脳電話会議を行ったほか、6月26日にはG7エルマウ・サミットにて日仏首脳会談を実施。両首脳は対露制裁やウクライナ支援等に連携して対応することの重要性について確認し、脆弱な国が直面する食料やエネルギー分野の課題にも連携して支援・対処していくべきとの認識で一致した。

2022年9月のG7貿易大臣会合の際に、ベシュト対外貿易・誘致担当大臣とは、G7貿易大臣会合、日仏間及び日欧米における有志国連携強化について議論を行った。

2023年1月8日に、岸田総理がフランスを訪問し、法の秩序に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化する上での特別なパートナーであるフランスと、両国が進むべき道を示す新しいロードマップを策定することに合意した。

(B) 日独関係

2022年4月28日、岸田総理は訪日中のショルツ・ドイツ連邦共和国首相と首脳会談を実施した。両首脳は、経済安全保障分野で両国が連携していくこと、日独が幅広い分野で協力を推進していくために、新たに首相及び複数の閣僚が参加する政府間協議を立ち上げ、翌年の開催を目指すことで一致した。

2022年5月19日に、萩生田経済産業大臣とハベック・ドイツ連邦共和国経済・気候保護大臣がTV会議を行ったほか、9月14日には西村経済産業大臣とハベック・ドイツ連邦共和国経済・気候保護大臣がドイツで行われたG7貿易大臣会合の際に会談を行い、日本が議長を務める2023年のG7貿易大臣会合に向けた協力や最近のエネルギー価格高騰を受けたエネルギー面や通商面での連携強化について議論した。

2023年3月18日、ショルツ・ドイツ連邦共和国・首相の訪日に際し、日独首脳会談及び日独政府間協議等が開催された。首脳会談では、二国間関係、ロシアによるウクライナ侵略への対応、東アジア情勢、多国間外交等に関して、日独間で連携していくことを確認した。日独政府間協議では、両国首脳と関係閣僚が出席し、経済安全保障を中心に幅広く意見交換を行った。

(C) 日英関係

2022年5月5日、岸田総理とジョンソン英国首相との間で会談を実施し、両首脳はウクライナ情勢により顕在化したリスクも踏まえ、基本的価値を共有する同志国間の連携、国際機関との協調が不可欠であり、二国間及びG7等を通じて連携を強化していくことで一致した。

同年6月28日に、G7エルマウ・サミットにて岸田総理とジョンソン英国首相との間で会談を実施した。

同年9月20日、岸田総理は国連総会に出席のため訪米中、トラス首相と首脳会談を実施した。両首脳は日英安全保障協力について、円滑化協定の署名及び将来の戦闘機プログラムに係る、協力の全体像の合意に向けて、協議を加速することで一致した。

2023年1月11日、岸田総理はスナク英国首相と会談を実施し、両首脳はロシアによるウクライナ侵略への対応に関して、G7の結束を維持して、厳しい対露制裁と強力なウクライナ支援を継続していく必要があるとの点で一致した。

(D) ウクライナ関係

ロシアによるウクライナ侵攻の開始から1年となる2023年2月24日に、本年のG7議長国である我が国の呼びかけにより、G7首脳テレビ会談が実施された。ウクライナに寄り添い、支援を必要とする国や人々を支援し、法の支配に基づく国際秩序を堅持することについて、G7の連携は決して揺らぐことはないことで一致した。

2023年3月22日に岸田総理はゼレンスキー大統領と首脳会談を実施し、「特別なグローバル・パートナーシップに関する共同声明」を発出した。

(2) 日本・ロシア・中央アジア・コーカサス関係

(ア) 日本・ロシア関係

ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国はG7を始めとする国際社会と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、3月までに資産凍結や半導体など汎用品のロシア向け輸出に関する制裁、ロシアの軍事関連団体に対する輸出に関する措置等を講じてきたが、4月以降さらに以下の措置を実施した。

4月2日、資産凍結等の対象として3月3日付で追加された特定銀行への資産凍結等の措置を実施。

4月5日、外国為替及び外国貿易によるロシア向けの奢侈品輸出禁止措置を実施。対象品目となるのは、酒類、たばこ製品、革製品、宝飾品等である。

4月10日、資産凍結等対象として3月11日付で追加された特定銀行への資産凍結等の措置を実施。

4月12日、資産凍結等対象者を追加指定。及び、ロシア連邦向けの新規対外直接投資禁止措置、一部物品の輸入禁止措置を実施。

4月19日、ロシアからの一部物品の輸入等の禁止措置を導入した。対象品目となるのは、酒類、木材品、機械類等28品目である。

4月20日、ロシアに対する関税における最恵国待遇の撤回措置を2024年3月31日まで延長を決定。ロシアを原産地とする物品に課する関税については、引き続きWTO協定税率が適用されず、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）が適用される。

5月10日、資産凍結等対象者、輸出等禁止措置対象のロシア連邦の特定団体の追加を指定。

5月12日、資産凍結等対象として4月12日付で追加された特定銀行への資産凍結等の措置及び、同日公示されたロシア連邦向けの新規対外直接投資禁止措置を実施。

5月20日、ロシア向け先端的な物品等の輸出等の禁止措置を導入した。対象品目となるのは、石油精製用触媒、量子コンピュータ、3Dプリンター等である。

6月17日、ロシア向け産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を導入した。対象品目となるのは、貨物自動車、ブルドーザー等である。

7月5日、資産凍結等対象者、輸出等禁止措置対象のロシア連邦及びベラルーシ共和国の特定団体を指定。

7月7日、資産凍結等対象として6月7日付公布で追加された特定銀行への資産凍結等の措置を実施。

7月25日、ロシア連邦向けのサービスの提供の禁止措置、ロシア連邦からの貴金属(金)の輸入禁止措置を実施。

8月1日、7月25日付で公示したロシア連邦からの貴金属(金)の輸入禁止措置を適用。

9月5日、7月5日付で公示した信託サービス、会計・監査サービス、経営コンサルティング・サービスの提供の禁止措置を適用。

9月26日、輸出等禁止措置対象のロシア連邦の特定団体の追加を指定。

9月30日、ロシア連邦への化学・生物兵器関連物品等の輸出禁止措置を導入。

10月7日、資産凍結対象者の追加を指定。外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)によるロシア向け化学兵器等関連物品の輸出禁止措置を実施。対象品目となるのは、①化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質、②化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置、③細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品

12月5日、上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする原油の輸入禁止措置、上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする原油の海上輸送等に関連するサービスの提供の禁止措置を実施。

2023年1月27日、資産凍結等対象者、輸出等禁止措置対象のロシア連邦の特定団体の追加を指定、ロシア連邦への軍事能力等強化関連汎用品等の輸出等の禁止措置を実施。

2月3日、ロシア連邦への軍事能力等強化関連汎用品等の輸出等の禁止措置を実施。催涙ガス、ロボット、レーザー溶接機、化学物質35品目を追加した。

2月6日、上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする石油製品の輸入禁止措置、上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする石油製品の海上輸送等に関連するサービスの提供の禁止措置を実施。

2月28日、資産凍結等対象者、輸出等禁止措置対象のロシア連邦の特定団体の追加を指定。

3月30日、資産凍結等対象として2月28日付公布で追加された特定銀行への資産凍結等の措置を実施。

ウクライナ侵略以降、こうした類似の措置を2023年3月現在に至るまでに経済産業省で実施している、ロシア・ベラルーシ等輸出入等禁止措置は、以下のとおりとなっている。

- (1) 国際輸出管理レジームの対象品目のロシア及びベラルーシ向け輸出の禁止等に関する措置
- (2) ロシア及びベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の両国向け輸出等の禁止措置
- (3) ロシア向け化学・生物兵器関連物品等の輸出の禁止措置
- (4) ロシア及びベラルーシの特定団体(軍事関連団体)への輸出等の禁止措置
- (5) ロシア向け先端的な物品等の輸出等の禁止措置
- (6) ロシア向け産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置
- (7) ロシア向け石油精製の装置等の輸出等の禁止措置
- (8) ロシア向け奢侈品(しゃし品)の輸出の禁止措置
- (9) ロシアからの一部物品の輸入等の禁止措置
- (10) 「ドネツク人民共和国」(自称)及び「ルハンスク人民共和国」(自称)との間の輸出入の禁止措置

経済産業省としては、引き続き、事態の動向を注視し、G7を始めとする国際社会と連携し対応していく。

(イ) 日本と中央アジア・コーカサス諸国との関係

日本と中央アジア・コーカサス各国は、貿易・投資環境整備や経済交流の活性化を図るため、経済会議の開催など二国間の経済対話を実施している。2022年度中の日本と

中央アジア・コーカサス各国との主な取組は、以下のとおりである。

ウズベキスタンについては、2022 年 4 月に萩生田経済大臣がウムルザーコフ副首相兼投資・対外貿易大臣と会談し、外交関係樹立 30 周年への祝意を表するとともに、ウクライナ情勢や両国の経済関係の発展について意見交換を行った。同年 10 月には、平井経済産業審議官がタシケントにて日本・ウズベキスタン経済担当次官級協議に出席し、クドラトフ第一次官と意見交換を行った。

トルクメニスタンについては、2022 年 11 月に太田経済産業副大臣がバイラモフ駐日大使と会談し、両国間の経済関係について意見交換を行った。同年 12 月に西村経済産業大臣がメレドフ副首相兼外務大臣と会談し、両国間の経済関係について意見交換を行うとともに、経済分野における協力を進める旨の覚書が両大臣により署名された。

タジキスタンについては、2022 年 4 月に岩田経済産業政務官がシェラリゾダ外務副大臣と会談し、外交関係樹立 30 周年への祝意を表するとともに、両国の経済関係の発展について意見交換を行った。同年 11 月に長峯経済産業大臣政務官がソレゾダ経済開発貿易第一副大臣と会談し、外交関係樹立 30 周年への祝意を表するとともに、両国の経済関係発展への展望や国・自治体における政策評価の意義について意見交換を行った。同年同月に中谷経済産業副大臣がカビール産業・新技術大臣と会談し、外交関係樹立 30 周年への祝意を表するとともに、鉱物資源を始めとする両国間の経済協力のポテンシャル等について意見交換を行った。

アゼルバイジャンについては、2022 年 6 月に岩田経済産業大臣政務官がアミルバヨフ第一副大統領補佐官と会談し、外交関係樹立 30 周年への祝意を表するとともに、両国の経済関係の発展について意見交換を行った。

ジョージアについては、2022 年 12 月に西村経済産業大臣がダルチアシヴィリ外務大臣と会談し、外交関係樹立 30 周年への祝意を表するとともに、両国の経済関係の発展について意見交換を行った。

4. 4. 中東・アフリカ諸国関係

(1) 中東・北アフリカ地域

(ア) 総論

中東地域は、我が国にとってエネルギー安全保障上最も

重要な地域である。石油依存度の高い中東諸国において課題となっている産業多角化や貿易・投資環境改善への支援を通じ、同地域との経済関係の強化・市場の拡大と、同地域の安定確保を目指す。また、要人往来の機会を捉えながら、更なるエネルギー安全保障の確保に向けた働きかけを進めていく。

(イ) 二国間関係

サウジアラビア王国については、2017 年 3 月に日サ両国首脳間で合意した「日・サウジ・ビジョン 2030」のもと二国間協力を推進している。2022 年 11 月に東京で実施した第 6 回「日・サウジ・ビジョン 2030」閣僚会合においては、西村経済産業大臣よりサウジアラビアの急速な社会経済改革を受け成長著しいエンターテインメント、観光、スタートアップ等の分野での協力を一層発展させていくことを表明した。2022 年 12 月にリヤドで開催された日・サウジ・ビジョンビジネスフォーラムには、我が国の大企業及びスタートアップ等 60 社・150 名以上の日本企業ミッションが参加した。同フォーラムの基調講演において、西村経済産業大臣は、「日・サウジ・ビジョン 2030」に基づくこれまでの協力関係を更に拡大・深化させるべく、幅広い分野から 12 社のスタートアップ企業が同行したことを紹介しつつ、経済産業省として企業の取組を後押ししていくことを表明した。

2022 年 10 月、西村経済産業大臣は、アブドルアジーズ・エネルギー大臣との間でオンライン会談を実施し、日本とサウジアラビアの二国間関係を強化していくことを確認した。さらに、両大臣間で、2022 年 12 月にリヤドにおいて日サウジ・エネルギー協議を開催した。

アラブ首長国連邦（以下、UAE）については、2021 年から 2022 年にかけて、日・UAE 外交関係樹立 50 周年を迎え、両国間で活発なハイレベルの往来が行われた。2022 年 6 月、萩生田経済産業大臣は、ジャーベル・アブダビ国営石油会社（ADNOC）CEO 兼 UAE 産業・先端技術大臣（以下、ジャーベル大臣）との間で会談を行い、クリーンエネルギーや先端技術分野での関係強化について議論するとともに、国際原油市場の安定化に向けた働きかけを実施。会談後、萩生田・ジャーベル両大臣は、三井物産、ENEOS 及び ADNOC 間による、クリーン水素製造事業に関する共同事業化検討契約への署名式に立ち会い、クリーンエネルギー分野における二国間の具体的な協力の

進展を歓迎した。また同月、萩生田大臣は、マズルーイ・UAE・エネルギー・インフラ大臣との間でTV会談を行い、国際原油市場の安定化に向けた働きかけを行うとともに、水素・燃料アンモニア・CCUS/カーボンリサイクル等のクリーンエネルギー分野での二国間協力強化について議論した。8月、岸田総理大臣はムハンマド・ビン・ザイード大統領との間でオンライン会議を行い、日・UAE外交関係樹立50周年であることを踏まえ、引き続き様々な分野で両国間の戦略的パートナーシップを強化していくことで一致した。9月、西村経済産業大臣は、故安倍晋三国葬儀に参列するために訪日したジャーベル大臣と会談し、石油・LNG、クリーンエネルギー、先端技術等、様々な分野における協力の進展を確認した。10月、中谷経済産業副大臣は、石油・天然ガス業界における世界最大級の展示会議の一つと位置づけられるアブダビ国際石油展示会議(ADIPEC)の開会式に出席し、日本パビリオン、展示ブース等を視察し、関係者とアブダビにおける事業や今後の事業展開の方向性につき意見交換を行った。またジャーベル大臣、マズルーイ大臣、ハルドゥーン・アブダビ執行関係庁長官を始め、サウジアラビアのアブドルアジーズ・エネルギー大臣、クウェートのムッラー副首相兼石油大臣、アル・ガイスOPEC事務局長と会談を行い、日本への原油の安定供給への謝意を伝えるとともに、国際原油市場の安定化に向けた働きかけを実施した。

11月、西村経済産業大臣は、マイサ・ Bint・サーレム・アルシャムシ国務大臣と会談を行い、日本とUAE両国のビジネス分野において女性交流や女性活躍の機会拡大へ取り組むことの重要性を確認した。2023年1月、西村経済産業大臣はUAEを訪問し、世界最大規模の再生可能エネルギー・環境技術等に関する国際会議・展示会である、ワールド・フューチャー・エナジー・サミット(WFES)を含むアブダビ・サステナブル・ウィーク2023(ADSW2023)の開会式に出席した。訪問中に、ジャーベル大臣と会談し、日本の先端技術スタートアップとUAE投資家の協業を促し、UAEの脱炭素化と産業発展・人材育成に貢献するスキームである「日UAE先端技術調整スキーム(JUCAT)」を新たに設立した。アブダラー外務・国際協力大臣との会談では、2022年9月に署名された「包括的・戦略的パートナーシップイニシアティブ」の下、両国間の戦略的パートナーシップを新たなステージに引上

げるべく、より一層連携していくことを確認した。その他、マズルーイ大臣、ハルドゥーン・アブダビ執行関係庁長官といったUAE政府要人と会談を行った。

3月、里見経済産業大臣政務官は、東京で開催された日本・アブダビ経済協議会に出席し、エネルギーを含む幅広い分野での協力を促進していく重要性について発言した。同協議会では、カーボンニュートラル実現・気候変動対応にかかる取組について紹介した。

カタール国(以下、カタール)については、2022年9月、経済産業省及びアジア太平洋エネルギー研究センター(APERC)がオンラインにて開催した第11回LNG産消会議において、アル・カアビー・エネルギー担当国務大臣が会議冒頭に基調講演を行った。12月、西村経済産業大臣は、アルエマーディ駐日カタール大使の表敬を受け、日本企業も運輸分野において貢献しているFIFAワールドカップカタール大会の世界的盛り上がり祝意を表し、長年のLNG分野での関係を歓迎した上で、今後は脱炭素や省エネ分野にも協力を広げていくことを確認した。

オマーン国(以下、オマーン)については、2022年9月、西村経済産業大臣は訪日中のウーフィー・エネルギー鉱物資源大臣と会談を行い、日本へのLNGの安定供給に加え、水素製造・メタネーション事業、燃料アンモニアなどクリーンエネルギー分野での協力を確認した。12月、西村経済産業大臣はオマーンを訪問し、ウーフィー・エネルギー鉱物資源大臣と会談及び脱炭素分野における協力に関するMOCの署名式を行った。また、JOGMECとエネルギー鉱物資源省の間での水素・アンモニアを含むエネルギー分野に関する協力覚書と、日本企業複数社とオマーンLNG社とのLNGの長期引取契約に関する基本合意書への調印式に立ち会ったほか、ハイサム国王、リーム・アル・ザワウィ女史、バドル外務大臣と会談を行い、今後の日オマーン協力について議論を深めた。

イスラエル国については、2022年に日イスラエル外交関係樹立70周年を迎え、同国への日系企業の進出は直近10年で3倍以上に増加するなど、近年特に経済関係が大きく発展している。こうした状況を踏まえ、日・イスラエル政府は、2022年11月にあり得べき日・イスラエル経済連携協定(EPA)に関する共同研究を立ち上げることで一致した。2023年3月に共同研究第1回会合を開催し、共同研究の検討範囲や日本とイスラエルとの二国間経済関

係の分析等について有意義な意見交換を行った。

2017年に日本とイスラエル双方の官民が連携し、両国間の経済関係をより強化するため設立したプラットフォーム「日・イスラエル・イノベーションネットワーク（J I I N）」を通じ、ビジネスマッチング等の支援が実施されている。2022年度は、駐日イスラエル大使館経済部のスマートモビリティや再生可能エネルギーにかかるパッチャルイベント等への後援等を行った。

トルコ共和国については、2022年10月、（一財）中東協力センター（J C C M E）がイスタンブールで免震・耐震構造の普及セミナーを開催した。地震国である日本で培われた免震・耐震技術を有する企業等が登壇し、トルコにおける建築物の整備などの地震対策への貢献をするための講演や技術紹介を行った。

イラク共和国については、2023年2月に、日本貿易振興機構（J E T R O）の協力を得て、J C C M Eが第18回イラク・ビジネスセミナーを開催し、駐イラク大使やイラク進出日本企業が講演を行った。本セミナーは完全オンラインで開催されたが、約160名の日本企業関係者等の出席を得るなど盛況を得た。

ヨルダン・ハシュミット王国については、2023年1月に西村経済産業大臣がアンマンを訪問し、アブドゥラー二世国王陛下と会談した。会談では、I C Tや水分野など日本の優れた技術による協力可能性について議論し、日本とヨルダンの経済関係を発展させる為、引き続き連携していくことを確認した。

（2）サブサハラ・アフリカ

アフリカは、若年層を中心に約13億人を超える人口を抱え、電力・運輸・港湾等のインフラ需要は引き続き大きい。かつて資源・インフラを中心としていたアフリカビジネスは、各国の産業開発や、医療ニーズ・食糧ニーズの増加、電子商取引の普及などを通じて多様化しつつある。我が国は、質の高いインフラ整備の推進、投資協定や租税条約の締結促進などとともに、T I C A Dや日アフリカ官民経済フォーラムなどの官民が一体となった対話の場を活用し、アフリカに加え第三国や国際機関との協力を強化することを通じて、日本企業のアフリカ進出を支援していくとともに、進出した企業のアフリカにおける円滑な業務遂行をサポートする。

アフリカビジネス協議会は、2018年3月以降、約30社の民間企業が参加した「T I C A D 7官民円卓会議」での議論及び、2019年4月に安倍総理に提出された「T I C A D 7官民円卓会議民間からの提言書」を踏まえて、関係省庁、関係機関、民間企業が一体となり設立された、常設の官民連携プラットフォームであり、日本とアフリカ間の貿易投資及びビジネス関係の促進に官民連携で取り組むことを目的としている。具体的には、①日本企業のアフリカビジネス促進等に資する幅広い情報の提供、②日本国内のアフリカ関連コミュニティとの関係強化、③アフリカ各国（官民双方）とのネットワーキング機会創出を役割として掲げている。

アフリカビジネス協議会には、経済産業省、外務省、日本経済団体連合会、経済同友会を始め、約400（2023年8月時点）の企業・団体・官公庁・国際機関が所属している。2022年8月には第2回本会議を開催し、J E T R O理事長の共同議長就任やJ E T R O・J I C Aの事務局への参画等の機能強化が確認された。また、中堅中小企業、農業、ヘルスケアなどをテーマとしたワーキング・グループ（W G）が発足し、現地経済団体・企業との関係構築・マッチングや調査ミッションなどを継続的に実施する。特に経済産業省が主宰する中堅中小WGは、2022年5月、2023年1月に実施し、アフリカビジネス進出企業の取組や公的機関による支援メニュー等を紹介した。

2022年5月、ケニア・ナイロビにて第2回日アフリカ官民経済フォーラム全体会合が開催され、日本企業と現地企業等の連携による社会課題解決型ビジネスプロジェクト組成を支援する「J-Partnership」、日本企業とスタートアップ企業の協業を促進するためのプラットフォームである「J-Bridge」のアフリカ拠点創設、産業人材育成強化、アフリカの金融機関とのさらなる連携強化などが表明され、ケニア政府との共同議長サマリーノートが取りまとめられた。又、この機会に官民含む様々な業種間で18件ものMOUも締結された。

2022年8月、チュニジアで開催されたT I C A D 8には、経済産業省代表として中谷経済産業副大臣が出席した。企業が参加するビジネスフォーラムには、アフリカ側からホスト国であるチュニジア大統領、A U議長国であるセネガル大統領が出席し、岸田総理のビデオメッセージが紹介された。中谷経済産業副大臣から、経済産業省は、①社会

課題解決に資する産業活性化に向けた支援、②岸田総理から表明された「アフリカ・グリーン成長イニシアティブ」、③産業人材育成を中心に、多様な施策を実施していく旨を表明し、MOUセレモニーでは、今次T I C A D 8では、中谷経済産業副大臣自らが署名したケニアにおける産業技術人材育成に関するMOCを含む、日本とアフリカの間のビジネス分野に関連する、計 92 件の協力覚書が紹介された。

日本貿易振興機構（J E T R O）は、新型コロナ禍により減少していた人的往来が回復したことに伴い、デジタルツールの活用に加えて、海外見本市やビジネスミッションといった対面事業を再開した。オンライン商談会は、2022 年度に計 5 回開催し、機械（2022 年 6 月）、エチオピア有望企業との協業連携（2022 年 9 月～2023 年 3 月）、日用品・雑貨（2022 年 9 月～11 月）、医療機器（2022 年 12 月）、農業資機材（2023 年 3 月）の各テーマで実施した。海外見本市では、ナイジェリアのラゴス見本市（11 月）にジャパン・パビリオンを設け、会期中に約 2 万 6,000 人の来場者を集めた。ビジネスミッションは、ガーナ（2023 年 2 月）にビジネス環境視察を目的として派遣し、モロッコ（2023 年 2～3 月）には、水素など再生可能エネルギーを含むグリーンビジネスの促進を目的に派遣した。この他、アフリカ 24 カ国を対象に、通年で市場動向調査からパートナー候補の紹介、商談設定までを支援するアフリカビジネスデスクを設置した。これら事業を活用した日本企業は、のべ 240 社を数えた。また、2021 年 6 月には「アフリカビジネスデスク」を開設し、アフリカを目指す日本企業を対象に、市場・制度・生活環境実態、パートナー候補リストなどの情報提供から商談後のフォローアップまで一貫支援のサービスを開始した。

5. 独立行政法人日本貿易振興機構（J E T R O）

（1）組織

独立行政法人日本貿易振興機構（J E T R O）は、2003 年 10 月、独立行政法人日本貿易振興機構法に基づき、前身の日本貿易振興会を引き継いで設立された独立行政法人である。我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、これらの地域との貿易の

拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的としている。これらの役割を果たすため、国内外のネットワークや海外ビジネス支援に精通した人材の厚み等を最大限に活かしながら、対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援、農林水産物・食品の輸出促進、中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援、我が国企業活動や通商政策等への貢献に資する事業を実施している。

（2）実施事業

（ア）対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援

2022 年度上半期は新型コロナウイルス感染症による入国制限下にあったが、コロナ後の日本におけるビジネスチャンスや投資環境、サクセスストーリーについてウェブサイト並びにポッドキャストを通じて発信したほか、SNS の新規開設などにより日本への投資の関心を喚起。また同年 10 月の水際措置の緩和に合わせ、ウェブサイト閲覧企業のデータ分析・スコアリングスキームを導入。対日投資の有望企業を選定し、海外事務所が訪日を促す営業活動を行った結果、新たな掘り起こしにつながった。

政策上重要なイノベーション分野での進出案件については、遠隔での投資計画策定や進出先選定に関するアドバイスの提供に加えて、専門チームの編成により案件支援体制を強化。同様に、地域への進出案件については、国内事務所が持つ地域経済界や自治体幹部とのネットワークを活かし、外国企業との面談を設定し誘致。ともに進出数は前年度比で増加した。

スタートアップの海外展開支援では、世界有数のアクセラレーターが海外ビジネスプランの磨き上げ等のプログラムを提供する国内拠点都市 8 カ所の「スタートアップシティ・アクセラレーションプログラム」（SCAP）、現地トップクラスのアクセラレーターがメンタリングや海外ベンチャーキャピタル（VC）・コーポレートベンチャーキャピタル（CVC）等とのマッチングなどを支援する「グローバル・アクセラレーション・ハブ事業」（GAH）を提供。さらに両事業の連携を強化し、SCAPを卒業した有望スタートアップを重点支援先に選定し、GAHでのメンタリングやVCとのマッチング回数を増やすなど、国内から海外への一貫支援を提供。

立ち上げ2年目となる国際協業・連携（オープンイノベーション）創出のプラットフォーム「J-Bridge」では、国内外企業のパートナー選定に関するニーズを適切に把握したうえでマッチングを行い、社会実装に至った案件を含め、成功事例の創出を行った。

（イ）農林水産物・食品の輸出促進

ビジネス関係者のリアルイベント回帰に対するニーズの高まりを踏まえ、リアルの海外展示会への出展数を増加させたことに加え、事前マッチングを行ったうえで出展者と非来場バイヤーをオンラインでつなぐ商談を組み合わせる工夫を図り、より多くの商談機会を提供した。

また、海外バイヤー向けに商品紹介や試飲・試食を提供する「サンプルショールーム」をフロンティア市場中心に14都市から17都市へ拡大。サンプル展示に留まらず、マーケットインの発想でバイヤーニーズを捉えたうえで売込みを行い、新たな需要を掘り起こした。

「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（改正輸出促進法）」（2022年5月25日公布）において、JETROと認定農林水産物・食品輸出促進団体との協力に係る努力義務規定が措置されたことを受け、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）は輸出経験が限定的な団体のプロモーションを後押しし、対象地域における日本食品の認知度向上に貢献した。

（ウ）中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

我が国企業の輸出や海外進出、進出後の現地展開や事業見直し、さらには第三国展開まで一貫して支援を行った。

JETROが招待した海外の優良バイヤー向けオンライン・カタログサイト「Japan Street」を海外展開支援の中核と位置付け、登録数の少ない分野のサブライヤー・バイヤーの誘引強化や、検索機能及びユーザーインターフェイス刷新を図った結果、登録バイヤー・サブライヤー数は大幅に増加した。加えて、商談運営の効率化に向け新設した商談デスクも輸出成功企業数の増加に貢献した。

また、新型コロナウイルス規制の緩和に伴い有力国際見本市へのリアル出展が再開される中、コロナ禍を経て大幅に取組を強化したデジタル事業とのハイブリッド形式による最適な組合せを追求した。例えば、中国最大級の展示会「中国国際輸入博覧会」では、海外におけるEC販売プ

ロジェクト「Japan Mall」の連携先EC事業者が販売する日本商品について、リアルで展示・PRする機会を提供。さらに、商品横のQRコードから商品販売ページへ誘導し、直接購買できる仕組みを構築するなどの取組を行った結果、過去最大となる成果を挙げた。

政府の総合経済対策の一環で、2022年12月より新たに輸出に取り組む中小企業等の掘り起こしや各種支援を行う「新規輸出1万者支援プログラム」を開始した。JETRO、経済産業省、中小企業庁及び中小企業基盤整備機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等と連携しつつ新規輸出を目指す企業を後押しする体制を構築するとともに、JETROでは「新輸出大国コンソーシアム事業」の専門家や貿易投資相談等を通じ専用ポータルサイトへの登録や事業への参加を呼び掛けるなど、同プログラムの支援対象企業を発掘した。また、輸出ノウハウの少ない新規事業者が取組やすいよう、海外バイヤーと商流を有し国内取引で完結する国内商社との商談会を全国規模で本格的に開始し、新規輸出成功事例を創出した。

（エ）我が国企業活動や通商政策等への貢献

55カ国76事務所（2023年3月末時点）の海外事務所ネットワークを活かし、有事の機動的情報や、新しいビジネス上の課題について先行的に収集・調査し、企業等へ提供を行った。

例えば、2022年度は多くの国・地域で水際対策の緩和が進む中、主要国の最新入国手続き・規制が一目でわかる一覧表を作成しウェブサイトで公開した。

また、ロシア・ウクライナ情勢では、在ロシア日系企業のビジネス環境、第三国企業の対ロシアビジネス状況、物流網への影響、日欧米による制裁措置等について、ウェブサイト上の特集ページやウェビナーを通じて集中的に情報発信を行った。

さらに、「経済安全保障」「サプライチェーンと人権」や「グリーン」等の課題について、特集ページやセミナーを通じて必要な情報を提供し、企業の関心を喚起した。

開発途上国・地域の経済、政治、社会に関する基礎的・総合的研究を行うアジア経済研究所では、米中経済対立が東アジアに与えるインパクトの分析や、グローバルなデカップリングが世界経済に与える影響について、研究所が独自に開発した「経済地理シミュレーション・モデル」を用いた国・地域別の分析など、注目度の高いテーマの研究成

果を発信した。また、2023 年の日 A S E A N 友好協力 50 周年に向けた「日 A S E A N 経済共創ビジョン」の中間整理（2023 年 1 月）や、日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（2022 年 9 月）の策定にあたっては、研究所の研究者が知見のインプットを行うなどの貢献を果たした。